

附属書三―D 品目別原産地規則

第A節 解釈のための一般的注釈

- 1 この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、次の定義を適用する。
 - 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- 2 この附属書の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産され、かつ、次のいずれにも該当する場合には、原産品とする。
 - (a) 当該産品の生産に使用される個々の非原産材料が適用可能な関税分類の変更の要件を満たす場合又は当該産品がこの附属書に定める加工の要件、域内原産割合の要件その他の要件を満たす場合
 - (b) 当該産品が、第三章（原産地規則及び原産地手続）に定める他の全ての関連する要件を満たす場合

3 この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、

(a) 特定の項若しくは号又は一連の項若しくは号の産品について適用する品目別原産地規則又は一連の品目別原産地規則は、次節（品目別原産地規則）の表の上欄に掲げる項若しくは号又は一連の項若しくは号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) 部、類又は項の注は、適用される場合には、各部又は各類の始めに掲げられ、及び品目別原産地規則に照らして解釈され、並びに品目別原産地規則に追加的な条件を課し、又は代わるものを定めることができる。

(c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(d) 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産品であることを要求することを意味するものとする。

(e) 一の産品が、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象である場合において、当該選択的な品目別原産地規則のいずれかを満たすときは、当該一の産品は、原産品とする。

(f) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品とする。

(g) 単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該産品の項又は号の変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。

4 第四章（繊維及び繊維製品）に規定する繊維又は繊維製品の品目別原産地規則は、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める。

5 第八四類及び第八七類の（†）を付した産品については、品目別原産地規則の域内原産割合の要件を満たすための選択制の算定方式を適用する。当該算定方式は、この附属書の付録1（特定の自動車及び自動車関連部品の品目別原産地規則に関する規定）に定める。

第B節 品目別原産地規則

統一システムに基づく分類

（二十二年に改正された統一システム

品目別原産地規則

ム)

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

類注 締約国の領域において取得される魚、甲殻類又は軟体動物その他の水棲無脊椎動物は、非締約国から輸入された卵又は幼生、稚魚、幼魚、小魚その他幼生期の後も成魚ではない魚から取得されるものであっても、原産品とする。

<p>〇三〇・〇一―〇三二・〇三二</p>	<p>第〇三二・〇一項から第〇三二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・三一一―〇三〇四・三九</p>	<p>第〇三〇四・三一一号から第〇三〇四・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・四一</p>	<p>第〇三〇四・四一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・四二―〇三〇四・四三</p>	<p>第〇三〇四・四二号から第〇三〇四・四三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・四四</p>	<p>第〇三〇四・四四号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドウクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・四四号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・四五</p>	<p>第〇三〇四・四五号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・四六</p>	<p>第〇三〇四・四六号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・四九</p>	<p>第〇三〇四・四九号の産品（トゥヌス・テイヌス（大西洋くろまぐる）、トゥヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トゥヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トゥヌ</p>

	<p>ス・アルバカレス（きはだまぐる）、トウヌス・オベスス（めばちまぐる）又はエウテイヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・四九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・四九号の産品（エングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・四九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・五一</p>	<p>第〇三〇四・五一号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・五二</p>	<p>第〇三〇四・五二号の産品（オンコルヒュンクス・ネルカ（べにぎけ）、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ（からふとます）、オンコルヒュンクス・ケタ（しろぎけ）、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ（ますのすけ）、オンコルヒュンクス・キストク（ぎんざけ）、オンコルヒュンクス・マソウ（さくらます）、オンコルヒュンクス・ロデュルス（びわます）、サルモ・サラル（大西洋さけ）又はフコ・フコ（ドナウさけ））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・五二号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・五三</p>	<p>第〇三〇四・五三号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プ</p>

	<p>ロドウクトウス（しろがねだら）への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・五三号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・五四</p>	<p>第〇三〇四・五四号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・五五</p>	<p>第〇三〇四・五五号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・五九</p>	<p>第〇三〇四・五九号の産品（トウヌス・ティヌス（大西洋くろまぐる）、トウヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トウヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トウヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トウヌス・オベス（めばちまぐる）又はエウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお）への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・五九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・五九号の産品（エングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・五九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・六一―〇三〇四・七三</p>	<p>第〇三〇四・六一号から第〇三〇四・七三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>

○三〇四・七四	第〇三〇四・七四号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドゥクトゥス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・七四号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更
○三〇四・七五―〇三〇四・七九	第〇三〇四・七五号から第〇三〇四・七九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
○三〇四・八一	第〇三〇四・八一号の産品への他の類の材料からの変更
○三〇四・八二―〇三〇四・八三	第〇三〇四・八二号から第〇三〇四・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
○三〇四・八四	第〇三〇四・八四号の産品への他の類の材料からの変更
○三〇四・八五―〇三〇四・八六	第〇三〇四・八五号から第〇三〇四・八六号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
○三〇四・八七	第〇三〇四・八七号の産品への他の類の材料からの変更

<p>〇三〇四・八九</p>	<p>第〇三〇四・八九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルディノプス属、サルディネラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・八九号の産品（エンングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・八九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・九一</p>	<p>第〇三〇四・九一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・九二―〇三〇四・九四</p>	<p>第〇三〇四・九二号から第〇三〇四・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・九五</p>	<p>第〇三〇四・九五号の産品（メルシウス・アングステイマヌス又はメルシウス・プロドゥクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更 第〇三〇四・九五号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇四・九九</p>	<p>第〇三〇四・九九号の産品（トゥヌス・テイヌス（大西洋くろまぐる）、トゥヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トゥヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トゥヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トゥヌス・オベヌス（めばちまぐる）又はエウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお））への他の類の材料からの変更</p>

	<p>第〇三〇四・九九号の産品（オンコルヒュンクス・ネルカ（べにぎけ）、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ（からふとます）、オンコルヒュンクス・ケタ（しろぎけ）、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ（ますのすけ）、オンコルヒュンクス・キストク（ぎんざけ）、オンコルヒュンクス・マソウ（さくらます）、オンコルヒュンクス・ロデュルス（びわます）、サルモ・サラル（大西洋さけ）又はフコ・フコ（ドナウさけ））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・九九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロツパ））、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・九九号の産品（エングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇四・九九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・一〇一〇三〇五・三二</p>	<p>第〇三〇五・一〇号から第〇三〇五・三二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・三二</p>	<p>第〇三〇五・三二号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドুক্তトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・三二号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>

<p>〇三〇五・三九</p>	<p>第〇三〇五・三九号の産品（トウヌス・テイヌス（大西洋くろまぐる）、トウヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トウヌス・マッコイイ（みなみまぐる）、トウヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トウヌス・オベスス（めばちまぐる）又はエウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・三九号の産品（オンコルヒュンクス・ネルカ（べにぎけ）、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ（からふとます）、オンコルヒュンクス・ケタ（しろぎけ）、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ（ますのすけ）、オンコルヒュンクス・キストク（ぎんざけ）、オンコルヒュンクス・マソウ（さくらます）、オンコルヒュンクス・ロデュルス（びわます）、サルモ・サラル（大西洋さけ）又はフコ・フコ（ドナウさけ））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・三九号の産品（クスイフィアス・グラデイウス（めかじき））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・三九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルデイノプス属、サルデイネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・三九号の産品（エングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・四一</p>	<p>第〇三〇五・四一号の産品への他の類の材料からの変更</p>

<p>〇三〇五・四二一〇三〇五・四四</p>	<p>第〇三〇五・四二号から第〇三〇五・四四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・四九</p>	<p>第〇三〇五・四九号の産品（トウヌス・テイヌス（大西洋くろまぐる）、トウヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トウヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トウヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トウヌス・オベスス（めばちまぐる）又はエウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・四九号の産品（クスイフィアス・グラデイウス（めかじき））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・四九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・四九号の産品（エングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・四九号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドウクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・四九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・五一</p>	<p>第〇三〇五・五一号の産品への他の項の材料からの変更</p>

〇三〇五・五九

第〇三〇五・五九号の産品（トウヌス・テイヌス（大西洋くろまぐる）、トウヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トウヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トウヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トウヌス・オベヌス（めばちまぐる）又はエウテイヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお））への他の類の材料からの変更

第〇三〇五・五九号の産品（オンコルヒュンクス・ネルカ（べにぎけ）、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ（からふとます）、オンコルヒュンクス・ケタ（しろぎけ）、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ（ますのすけ）、オンコルヒュンクス・キストク（ぎんざけ）、オンコルヒュンクス・マソウ（さくらます）、オンコルヒュンクス・ロデュルス（びわます）、サルモ・サラル（大西洋さけ）又はフコ・フコ（ドナウさけ））への他の類の材料からの変更

第〇三〇五・五九号の産品（クスイフィアス・グラディウス（めかじき））への他の類の材料からの変更

第〇三〇五・五九号の産品（サルデイナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルデイノプス属、サルデイネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更

第〇三〇五・五九号の産品（エンクラウリス属（かたくちいわし）。ただし、エンクラシコリナ・プンクティフェル（タイワンアイノコイワシ）、エンクラシコリナ・ヘテロロバ（ミズスルル）、ストレフォルス・コンメルソニイ（ヤエヤマアイノコイワシ）及びストレフォルス・アンドラエンシスを除く。）への他の類の材料からの変更

	<p>第〇三〇五・五九号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドウクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・五九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・六一―〇三〇五・六二</p>	<p>第〇三〇五・六一号から第〇三〇五・六二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・六三</p>	<p>第〇三〇五・六三号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・六四</p>	<p>第〇三〇五・六四号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・六九</p>	<p>第〇三〇五・六九号の産品（トゥヌス・ティヌス（大西洋くろまぐる）、トゥヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トゥヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トゥヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トゥヌス・オベヌス（めばちまぐる）又はエウティヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・六九号の産品（オンコルヒュンクス・ネルカ（べにぎげ）、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ（からふとます）、オンコルヒュンクス・ケタ（しろぎげ）、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ（ますのすけ）、オンコルヒュンクス・キストク（ぎんざけ）、オンコルヒュンクス・マソウ（さくらます）、オンコルヒュンクス・ロデュルス（びわます）、サルモ・サラル（大西洋さけ）又はフコ・フコ（ドナウさけ））への他の</p>

	<p>類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・六九号の産品（クスイフィアス・グラディウス（めかじき））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・六九号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・六九号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドゥクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・六九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・七一</p>	<p>第〇三〇五・七一号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇五・七二―〇三〇五・七九</p>	<p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（トゥヌス・テイヌス（大西洋くろまぐる）、トゥヌス・オリエンタリス（太平洋くろまぐる）、トゥヌス・マツコイイ（みなみまぐる）、トゥヌス・アルバカレス（きはだまぐる）、トゥヌス・オベス（めばちまぐる）又はエウテイヌス（カツオヌス）・ペラミス（かつお））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（オンコルヒュンクス・ネルカ（べにぎけ）、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ（からふとます）、オンコルヒュンクス・ケタ（しろぎけ）、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ（ますのすけ）、オ</p>

	<p>ンコルヒュンクス・キストク（ぎんざけ）、オンコルヒュンクス・マソウ（さくらます）、オンコルヒュンクス・ロデュルス（びわます）、サルモ・サラル（大西洋さけ）又はフコ・フコ（ドナウさけ）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（クスイフィアス・グラデイウス（めかじき））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ））、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス）への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（エングラウリス属（かたくちいわし））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドウクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更</p> <p>第〇三〇五・七二号から第〇三〇五・七九号までの各号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
<p>〇三〇六・一一一〇三〇六・一四</p>	<p>第〇三〇六・一一号から第〇三〇六・一四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は</p> <p>くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇六・一一号から第〇三〇六・一四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>○三〇六・一五</p>	<p>第○三〇六・一五号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第○三〇六・一五号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第○三〇六・一五号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○三〇六・一六―○三〇六・一七</p>	<p>第○三〇六・一六号から第○三〇六・一七号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第○三〇六・一六号から第○三〇六・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○三〇六・一九</p>	<p>第○三〇六・一九号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第○三〇六・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第○三〇六・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○三〇六・二一―○三〇六・二四</p>	<p>第○三〇六・二一号から第○三〇六・二四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は</p>

	<p>くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇六・二一号から第〇三〇六・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇六・二五</p>	<p>第〇三〇六・二五号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇六・二五号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇六・二五号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇六・二六一〇三〇六・二七</p>	<p>第〇三〇六・二六号から第〇三〇六・二七号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇六・二六号から第〇三〇六・二七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇六・二九</p>	<p>第〇三〇六・二九号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇六・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇六・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>〇三〇七・一一</p>	<p>第〇三〇七・一一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇七・一九</p>	<p>第〇三〇七・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇七・一九号の産品への関税分類の変更 を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇七・二一</p>	<p>第〇三〇七・二一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇七・二九</p>	<p>第〇三〇七・二九号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇七・二九号の産品への関税分類の変更 を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇七・三一</p>	<p>第〇三〇七・三一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇七・三九</p>	<p>第〇三〇七・三九号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇七・三九号の産品への関税分類の変更 を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇七・四一</p>	<p>第〇三〇七・四一号の産品への他の類の材料からの変更</p>

<p>〇三〇七・四九</p>	<p>第〇三〇七・四九号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇七・四九号の産品への関税分類の変更 を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇七・五一</p>	<p>第〇三〇七・五一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>〇三〇七・五九一〇三〇七・六〇</p>	<p>第〇三〇七・五九号から第〇三〇七・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの 変更又は くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇七・五九号から第〇三〇七・六〇号ま での各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇七・七一</p>	<p>第〇三〇七・七一号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇 七・七一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇七・七九</p>	<p>第〇三〇七・七九号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇七・七九号の産品への関税分類の変更 を必要としない。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇 七・七九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>○三〇七・八一</p>	<p>第○三〇七・八一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>○三〇七・八九</p>	<p>第○三〇七・八九号の産品への他の類の材料からの変更又は くん製でない産品をくん製すること（第○三〇七・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○三〇七・九一</p>	<p>第○三〇七・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第○三〇七・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○三〇七・九九</p>	<p>第○三〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第○三〇七・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第○三〇七・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○三〇八・一一</p>	<p>第○三〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第○三〇八・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>〇三〇八・一九</p>	<p>第〇三〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇八・二一</p>	<p>第〇三〇八・二一号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇八・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>〇三〇八・二九―〇三〇八・九〇</p>	<p>第〇三〇八・二九号から第〇三〇八・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更、 くん製でない産品をくん製すること（第〇三〇八・二九号から第〇三〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇三〇八・二九号から第〇三〇八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第四類 酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

<p>○四・〇一―〇四・〇四</p>	<p>第○四・〇一項から第○四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p>
<p>○四・〇五</p>	<p>第○四・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p>
<p>○四・〇六</p>	<p>第○四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p>
<p>○四・〇七―〇四・〇九</p>	<p>第○四・〇七項から第○四・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>○四・一〇</p>	<p>域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第○四・一〇項の産品（食用の鳥の巢）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第○四・一〇項の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一―〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品

部注 非締約国から輸入した種、りん茎、根茎、台木、挿穂、接ぎ穂、接ぎ木、苗条、芽その他植物の生きている部分から、締約国の領域において栽培される農産品又は園芸品は、原産品とする。

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

○六・〇一―〇六・〇四

第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

<p>〇七・〇一―〇七・一四</p>	<p>第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

<p>〇八〇一・一一―〇八〇一・三二</p>	<p>第〇八〇一・一一号から第〇八〇一・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
------------------------	--

<p>〇八〇一・三二</p>	<p>第〇八〇一・三二号の産品への他の号の材料からの変更</p>
----------------	----------------------------------

<p>〇八・〇二―〇八・一三</p>	<p>第〇八・〇二項から第〇八・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

<p>〇八・一四</p>	<p>第〇八・一四項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇八・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------	---

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

<p>〇九〇一・一一―〇九〇一・二二</p>	<p>第〇九〇一・一一号から第〇九〇一・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの</p>
------------------------	--

	変更
○九〇一・二一―〇九〇一・九〇	第〇九〇一・二一号から第〇九〇一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更。ただし、第〇九〇一・一一号及び第〇九〇一・一二号の非原産材料の乾燥重量が、第〇九〇一・一一号及び第〇九〇一・一二号の材料（産品の調製に使われるもの）の乾燥重量の六十パーセントを超えないことを条件とする。
○九〇二・一〇	第〇九〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇九〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
○九〇二・二〇	第〇九〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇二・三〇	第〇九〇二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇二・四〇	第〇九〇二・四〇号の産品への他の類の材料からの変更
○九・〇三	第〇九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
○九〇四・一一	第〇九〇四・一一号の産品への他の類の材料からの変更

<p>○九〇四・一二</p>	<p>第〇九〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第〇九〇四・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>○九〇四・二二</p>	<p>第〇九〇四・二二号の産品（とうがらし）への他の類の材料からの変更（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。） 第〇九〇四・二二号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>
<p>○九〇四・二二</p>	<p>第〇九〇四・二二号の産品（とうがらし）への他の類の材料からの変更（第〇七〇九・六〇号の材料からの変更を除く。） 第〇九〇四・二二号の産品（その他の産品）への他の号の材料からの変更</p>
<p>○九〇五・一〇</p>	<p>第〇九〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>○九〇五・二〇</p>	<p>第〇九〇五・二〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>○九〇六・一一―〇九〇六・一九</p>	<p>第〇九〇六・一一号から第〇九〇六・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの 変更</p>

○九〇六・二〇	第〇九〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇七・一〇	第〇九〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇七・二〇	第〇九〇七・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇八・一一	第〇九〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇八・一二	第〇九〇八・一二号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇八・二一	第〇九〇八・二一号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇八・二二	第〇九〇八・二二号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇八・三一	第〇九〇八・三一号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇八・三二	第〇九〇八・三二号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇九・二一	第〇九〇九・二一号の産品への他の類の材料からの変更

○九〇九・二二	第〇九〇九・二二号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇九・三二	第〇九〇九・三二号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇九・三二	第〇九〇九・三二号の産品への他の号の材料からの変更
○九〇九・六一	第〇九〇九・六一号の産品への他の類の材料からの変更
○九〇九・六二	第〇九〇九・六二号の産品への他の号の材料からの変更
○九一〇・一一	第〇九一〇・一一号の産品への他の類の材料からの変更
○九一〇・一二	第〇九一〇・一二号の産品への他の号の材料からの変更
○九一〇・二〇―〇九一〇・三〇	第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 破碎し若しくは粉碎してないものを破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・二〇号から第〇九一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
○九一〇・九一	第〇九一〇・九一号の産品への他の号の材料からの変更

<p>〇九一〇・九九</p>	<p>第〇九一〇・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は 破碎し若しくは粉碎してないものを破碎し若しくは粉碎すること（第〇九一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
----------------	---

第一〇類 穀物

<p>一〇・〇一―一〇・〇八</p>	<p>第一〇・〇一―一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	---

第二一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

<p>一一・〇一</p>	<p>第一一・〇一―一〇二の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一一〇二・二〇</p>	<p>第一一一〇二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一一〇二・九〇</p>	<p>第一一一〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一一〇三・一一―一一〇三・一九</p>	<p>第一一一〇三・一一号から第一一一〇三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの</p>

	<p>変更</p>
<p>一一〇三・二〇</p>	<p>第一一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一〇・〇六項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一一・〇四</p>	<p>第一一・〇四項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一一・〇五</p>	<p>第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一一・〇六一―一一・〇七</p>	<p>第一一・〇六項から第一一・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一一〇八・一一―一一〇八・一二</p>	<p>第一一〇八・一一号から第一一〇八・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一一〇八・一三</p>	<p>第一一〇八・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一一〇八・一四</p>	<p>第一一〇八・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・一四・一〇号の材料からの変更を除く。）</p>

一一〇八・一九一―二一〇八・二一〇	第一一〇八・一九号から第一一〇八・二一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一一・〇九	第一一・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一―一二・〇七	第一二・〇一項から第一二・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一二〇八・一〇	第一二〇八・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一二〇八・九〇	第一二〇八・九〇号の産品（サフラワーの種の粉及びミール）への他の類の材料からの変更
	第一二〇八・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更
一二・〇九―一二・一四	第一二・〇九項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三类 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

<p>一三・〇一</p>	<p>第一三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一三〇二・一一―一三〇二・三二</p>	<p>第一三〇二・一一号から第一三〇二・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一三〇二・三九</p>	<p>第一三〇二・三九号の産品（カエサルピニア・スピノサから得た粘質物及びシツクナー）への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一三〇二・三九号の産品（カエサルピニア・スピノサから得た粘質物及びシツクナー）への関税分類の変更を必要としない。）。 第一三〇二・三九号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一三〇二・三九号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

<p>一四・〇一―一四・〇四</p>	<p>第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・〇九	第一五・〇一項から第一五・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一五・一〇	第一五・一〇項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一五二一・一〇	第一五二一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一五二一・九〇	第一五二一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五二一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
一五・一二	第一五・一二項の産品への他の類の材料からの変更
一五二三・一一	第一五二三・一一号の産品への他の類の材料からの変更

<p>一五二三・一九</p>	<p>第一五二三・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五一三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一五二三・二二</p>	<p>第一五二三・二二号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一五二三・二九</p>	<p>第一五二三・二九号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五三・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一五・一四</p>	<p>第一五・一四項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一五二五・一一</p>	<p>第一五二五・一一号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一五二五・一九</p>	<p>第一五二五・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五二五・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一五二五・二二</p>	<p>第一五二五・二二号の産品への他の類の材料からの変更</p>

<p>一五二五・二九一―一五二五・五〇</p>	<p>第一五二五・二九号から第一五二五・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五二五・二九号から第一五二五・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一五二五・九〇</p>	<p>第一五二五・九〇号の産品（米油）への他の類の材料からの変更 第一五二五・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一五二五・九〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一五・一六一―一五・一七</p>	<p>第一五・一六項から第一五・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一五・一八一―一五・二二</p>	<p>第一五・一八項から第一五・二二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

<p>一六・〇一</p>	<p>第一六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------	--------------------------------

<p>一六〇二・一〇一―一六〇二・三二</p>	<p>第一六〇二・一〇号から第一六〇二・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六〇二・三二</p>	<p>第一六〇二・三二号の産品への他の類の材料からの変更（第二類の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一六〇二・三二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一六〇二・三九</p>	<p>第一六〇二・三九号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六〇二・四一―一六〇二・五〇</p>	<p>第一六〇二・四一号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二類の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一六〇二・四一号から第一六〇二・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>一六〇二・九〇</p>	<p>第一六〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六・〇三</p>	<p>第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更</p>

<p>一六〇四・一一―一六〇四・一二</p>	<p>第一六〇四・一一号から第一六〇四・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六〇四・一三</p>	<p>第一六〇四・一三号の産品（サルディネルラ・ブラキシマ、サルディネルラ・フィンブリアタ、サルディネルラ・ロンギセプス（マラバールいわし）、サルディネルラ・メラヌラ（おぐろいわし）、サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル（かたぼしいわし）又はサルディネルラ・ギボサ）への他の類の材料からの変更 第一六〇四・一三号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一六〇四・一四</p>	<p>第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一六〇四・一五</p>	<p>第一六〇四・一五号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六〇四・一六</p>	<p>第一六〇四・一六号の産品（エンクラシコリナ・プンクティフェル（タイワンアイノコイワシ）、エンクラシコリナ・ヘテロバ（ミズスルル）、ストレフォルス・コンメルソニイ（ヤエヤマアイノコイワシ）又はストレフォルス・アンドラエンシス）への他の類の材料からの変更</p>

	<p>第一六〇四・一六号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一六〇四・一七</p>	<p>第一六〇四・一七号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六〇四・一九</p>	<p>第一六〇四・一九号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドウクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一六〇四・一九号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六〇四・二〇</p>	<p>第一六〇四・二〇号の産品（かたくちいわし（エンクラシコリナ・プンクティフェル（タイワンアイノコイワシ）、エンクラシコリナ・ヘテロロバ（ミズスルル）、ストレフォルス・コンメルソニイ（ヤエヤマアイノコイワシ）及びストレフォルス・アンドラエンスを除く。））への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一六〇四・二〇号の産品（トウニニ族）への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一六〇四・二〇号の産品（メルルシウス・アングステイマヌス又はメルルシウス・プロドウクトウス（しろがねだら））への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一六〇四・二〇号の産品（サルディナ・ピルカルドウス（ピルチャード（ヨーロッパ</p>

パ)、サルディノプス属、サルディネルラ属又はスプラトウス・スプラトウス。ただし、サルディネルラ・ブラキソマ、サルディネルラ・フィンブリアタ、サルディネルラ・ロンギセプス(マラバルいわし)、サルディネルラ・メラヌラ(おぐろいわし)又はサルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル(かたぼしいわし)及びサルディネルラ・ギボサを除く。)への他の類の材料からの変更(第三類の材料からの変更を除く。)

第一六〇四・二〇号の産品(サルディネルラ・ブラキソマ、サルディネルラ・フィンブリアタ、サルディネルラ・ロンギセプス(マラバルいわし)、サルディネルラ・メラヌラ(おぐろいわし)、サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル(かたぼしいわし)又はサルディネルラ・ギボサ)への他の類の材料からの変更又は

域内原産割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第一六〇四・二〇号の産品(サルディネルラ・ブラキソマ、サルディネルラ・フィンブリアタ、サルディネルラ・ロンギセプス(マラバルいわし)、サルディネルラ・メラヌラ(おぐろいわし)、サルディネルラ・サマレンシス若しくはレムル(かたぼしいわし)又はサルディネルラ・ギボサ)への関税分類の変更を必要としない。)

第一六〇四・二〇号の産品(すり身及びその調製品)への他の類の材料からの変更又は

域内原産割合が四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第一六〇四・二〇号の産品(すり身及びその調製品)への関税分類の変更を必要としない。)

第一六〇四・二〇号の産品(その他の産品)への他の類の材料からの変更

<p>一六〇四・三二―一六〇四・三二</p>	<p>第一六〇四・三二号から第一六〇四・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一六・〇五</p>	<p>第一六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更</p>

第一七類 糖類及び砂糖菓子

<p>一七〇一・一二</p>	<p>第一七〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一七〇一・一三一―一七〇一・九九</p>	<p>第一七〇一・一三三号から第一七〇一・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>一七〇二・一一―一七〇二・二〇</p>	<p>第一七〇二・一一号から第一七〇二・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一七〇二・三〇―一七〇二・六〇</p>	<p>第一七〇二・三〇号から第一七〇二・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一二二二・九三号の材料からの変更を除く。）</p>

一七〇二・九〇	第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三	第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇四	第一七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

項注1 カカオ含有量

第一八・〇六項の規定の適用上、「カカオ含有量」とは、カカオ豆由来の成分（チョコレートリカー又はココア粉（固形状のもの）及びカカオ脂）から成るものをいう。カカオ含有量割合とは、産品の総重量に占めるカカオ豆由来の成分の割合をいう。

項注2 菓子

第一八・〇六項の規定の適用上、「菓子」とは、小売用にしたものであつて更なる調製なく食することを主に目的とするものをいう。

一八・〇一一一八・〇二	第一八・〇一項から第一八・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
一八・〇三一一八・〇五	第一八・〇三項から第一八・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
一八〇六・一〇	<p>第一八〇六・一〇号の産品（砂糖の含有量が乾燥状態において全重量の九十パーセント以上である加糖ココア粉）への他の項の材料からの変更（第一七・〇一項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一八〇六・一〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更。ただし、第一七・〇一項の非原産材料の重量が産品の重量の五十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
一八〇六・二〇	<p>第一八〇六・二〇号の産品（カカオ含有量が産品の重量の七十パーセントを超えるもの）への他の類の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一八〇六・二〇号の産品（カカオ含有量が産品の重量の七十パーセントを超えるもの）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第一八〇六・二〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p>
一八〇六・三一一一八〇六・九〇	<p>第一八〇六・三二一号から第一八〇六・九〇号までの各号の産品（カカオ含有量が産品の重量の七十パーセントを超える菓子）への他の類の材料からの変更又は</p>

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

	<p>域内原産割合が五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第一八〇六・三一号から第一八〇六・九〇号までの各号の産品（カカオ含有量が産品の重量の七十パーセントを超える菓子）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第一八〇六・三一号から第一八〇六・九〇号までの各号の産品（その他の産品）への他の号の材料からの変更</p>
<p>一九〇一・一〇</p>	<p>第一九〇一・一〇号の産品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一九〇一・一〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>
<p>一九〇一・二〇</p>	<p>第一九〇一・二〇号の産品（バター脂の含有量が乾燥状態において全重量の二十五パーセントを超えるものであり、小売用でないもの）への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一九〇一・二〇号の産品（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるもの）への他の類の材料からの変更。ただし、非原産材料である第一九〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。</p> <p>第一九〇一・二〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>

	<p>第一九〇一・二〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p> <p>注 第一九〇一・二〇号の産品について、二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、当該産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。</p>
<p>一九〇一・九〇</p>	<p>第一九〇一・九〇号の産品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第一九〇一・九〇号の産品（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるもの）への他の類の材料からの変更。ただし、非原産材料である第一九〇二・九〇号の米粉の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。</p> <p>第一九〇一・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p> <p>注 第一九〇一・九〇号の産品について、二以上の品目別原産地規則が適用可能である場合には、当該産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならない。</p>
<p>一九・〇二―一九・〇四</p>	<p>第一九・〇二項から第一九・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一九・〇五</p>	<p>第一九・〇五項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

<p>二〇〇一・一〇</p>	<p>第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇一・九〇</p>	<p>第二〇〇一・九〇号の産品（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。）への他の類の材料からの変更（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九二号までの各号若しくは第〇七一一・二〇号の材料又は第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ若しくはピーマンからの変更を除く。））</p> <p>第二〇〇一・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九二号までの各号及び第〇七一一・二〇号の非原産材料並びに非原産材料である第〇七一一・九〇号のアーティチョーク、たまねぎ及びピーマンの価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>二〇・〇一一</p>	<p>第二〇・〇二項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇三・一〇</p>	<p>第二〇〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七〇九・五一号、第〇七一〇・八〇号又は第〇七一一・五一号の材料からの変更を除く。）</p>

<p>二〇〇三・九〇</p>	<p>第二〇〇三・九〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇四・一〇</p>	<p>第二〇〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一、第〇七一・一〇号、第〇七一一・九〇号又は第〇七二二・九〇号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二〇〇四・九〇</p>	<p>第二〇〇四・九〇号の産品（野菜の調製品（二以上の野菜から得たものを除く。））への他の類の材料からの変更（第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号又は第〇七一一・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇〇四・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更。ただし、第〇七〇三・一〇号、第〇七〇九・六〇号、第〇七一三・一〇号及び第〇七一三・三二号から第〇七一三・四〇号までの各号の非原産材料の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>二〇〇五・一〇</p>	<p>第二〇〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇五・二〇</p>	<p>第二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇一、第〇七一・一〇号、第〇七一一・九〇号、第〇七一二・九〇号又は第一一・〇五項の材料からの変更を除く。）</p>

二〇〇五・四〇	第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七一三・一〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・五一	第二〇〇五・五一号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七一三・三二号から第〇七一三・三九号までの各号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・五九	第二〇〇五・五九号の産品への他の類の材料からの変更
二〇〇五・六〇	第二〇〇五・六〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七〇九・二〇号の材料又は第〇七一〇・八〇号のアスパラガスからの変更を除く。)
二〇〇五・七〇	第二〇〇五・七〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇七〇九・九一号から第〇七〇九・九九号までの各号又は第〇七一一・二〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇五・八〇―二〇〇五・九一	第二〇〇五・八〇号から第二〇〇五・九一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
二〇〇五・九九	第二〇〇五・九九号の産品(野菜の調製品(二以上の野菜から得たものを除く。))への他の類の材料からの変更(第〇七・〇一項、第〇七〇九・五一号若しくは第〇七〇九・六〇号の材料又は第〇七・一〇項から第〇七・一二項までの各項のばれいしよ若し

	<p>くはきのこ（はらたけ属のもの）からの変更を除く。） 第二〇〇五・九九号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更。ただし、 第七〇七・〇一項、第七〇九・五一号及び第七〇九・六〇号の非原産材料並びに非原 産材料である第七〇七・一〇項から第七〇七・一二項までの各項のばれいしよ及びきのこ （はらたけ属のもの）の価額が産品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とす る。</p>
<p>二〇・〇六</p>	<p>第二〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇七・一〇―二〇〇七・九一</p>	<p>第二〇〇七・一〇号から第二〇〇七・九一号までの各号の産品への他の類の材料から の変更</p>
<p>二〇〇七・九九</p>	<p>第二〇〇七・九九号の産品（果実の調製品（二以上の果実から得たものを除く。）） への他の項の材料からの変更（第八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第八〇八 〇九・三〇号の桃、第八一〇・一〇号、第八一一・一〇号、第二〇・〇六項、第二 〇・〇八項若しくは第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の材料又は 第二〇〇九・八九号のマンゴージュース若しくはグアバジュースからの変更を除 く。）。ただし、第八〇四・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセン トを超えないことを条件とする。 第二〇〇七・九九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更。ただし、</p>

	<p>第〇八〇四・三〇号の非原産材料、非原産材料である第〇八〇四・五〇号のマンゴー及びグアバ、非原産材料である第〇八〇九・三〇号の桃、第〇八一〇・一〇号、第〇八一・一〇号、第二〇・〇六項、第二〇・〇八項及び第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の非原産材料並びに非原産材料である第二〇〇九・八九号のマンガージュース又はグアバジュースの価額が製品の価額の四十パーセントを超えないことを条件とする。</p>
<p>二〇〇八・一一</p>	<p>第二〇〇八・一一号の製品への他の類の材料からの変更（第二二・〇二項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二〇〇八・一九</p>	<p>第二〇〇八・一九号の製品（単に煎っただけのナット又は落花生（乾いたもの又は油漬けたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。）への他の類の材料からの変更（第〇八・〇二項又は第二二・〇二項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇〇八・一九号の製品（単に煎っただけのナット又は落花生（乾いたもの又は油漬けたものであって、塩を加えたかどうかを問わない。）の含有量が乾燥状態において全重量の五十パーセント以上である混合物）への他の類の材料からの変更（第〇八・〇二項又は第二二・〇二項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二〇〇八・一九号の製品（その他の製品）への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇八・二〇</p>	<p>第二〇〇八・二〇号の製品への他の類の材料からの変更（第〇八〇四・三〇号又は第</p>

		○八一・九〇号の材料からの変更を除く。)
二〇〇八・三〇	第二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更	
二〇〇八・四〇	第二〇〇八・四〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇八〇八・三〇号、第〇八〇八・四〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇〇八・五〇	第二〇〇八・五〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇八〇九・一〇号又は第〇八一・九〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇〇八・六〇	第二〇〇八・六〇号の産品への他の類の材料からの変更	
二〇〇八・七〇	第二〇〇八・七〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の桃からの変更を除く。)	
二〇〇八・八〇	第二〇〇八・八〇号の産品への他の類の材料からの変更(第〇八一〇・一〇号又は第〇八一・一〇号の材料からの変更を除く。)	
二〇〇八・九一―二〇〇八・九三	第二〇〇八・九一号から第二〇〇八・九三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更	

<p>二〇〇八・九七</p>	<p>第二〇〇八・九七号の産品（液体又はゼラチンに入った果実）への他の類の材料からの変更（第〇八〇四・五〇号のマンゴー若しくはグアバ、第〇八・〇五項、第〇八〇八・三〇号若しくは第〇八〇九・一〇号の材料、第〇八〇九・三〇号の桃又は第〇八一・九〇号の冷凍のあんず、梨若しくは桃からの変更を除く。）。ただし、第〇八〇四・三〇号の非原産材料の価額が産品の価額の五十パーセントを超えないことを条件とする。</p> <p>第二〇〇八・九七号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二〇〇八・九七号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二〇〇八・九九</p>	<p>第二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八〇四・五〇号のマンゴー又はグアバからの変更を除く。）</p>
<p>二〇〇九・一一―二〇〇九・三九</p>	<p>第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二〇〇九・四一―二〇〇九・四九</p>	<p>第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八〇四・三〇号の材料からの変更を除く。）</p>

<p>二〇〇九・五〇一―二〇〇九・八一</p>	<p>第二〇〇九・五〇号から第二〇〇九・八一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二〇〇九・八九</p>	<p>第二〇〇九・八九号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八〇四・五〇号のマンガ―若しくはグアバ、第〇八〇七・二〇号の材料又は第〇八一〇・九〇号のパッションフルーツからの変更を除く。）</p>
<p>二〇〇九・九〇</p>	<p>第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二〇〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第二二類 各種の調製食料品

<p>二二〇一・一一―二二〇一・二〇</p>	<p>第二二〇一・一一号から第二二〇一・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二〇一・三〇</p>	<p>第二二〇一・三〇号の産品（麦茶）への他の類の材料からの変更（第一〇・〇三項の材料からの変更を除く。） 第二二〇一・三〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>

<p>二一・〇二</p>	<p>第二一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二一〇三・一〇</p>	<p>第二一〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二一〇三・二〇</p>	<p>第二一〇三・二〇号の産品（ケチャップ）への他の類の材料からの変更（第二〇〇二・九〇号の材料からの変更を除く。） 第二一〇三・二〇号の産品（その他の産品）への他の号の材料からの変更</p>
<p>二一〇三・三〇</p>	<p>第二一〇三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二一〇三・九〇</p>	<p>第二一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二一〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二一・〇四</p>	<p>第二一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二一・〇五</p>	<p>第二一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料、第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状</p>

	<p>態において全重量の十パーセントを超えるもの）又は第二一〇六・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p>
<p>二一〇六・一〇</p>	<p>第二一〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二一〇六・九〇</p>	<p>第二一〇六・九〇号の産品（果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項若しくは第二一〇・〇九項の材料又は第二二〇二・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。）</p> <p>第二一〇六・九〇号の産品（ゼラチンに入った果実であつて、当該果実の含有量が全重量の二十パーセントを超えるもの）への他の類の材料からの変更（第二〇類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二一〇六・九〇号の産品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超える調製品）への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p> <p>第二一〇六・九〇号の産品（糖水）への他の類の材料からの変更（第一七類の材料からの変更を除く。）</p> <p>第二一〇六・九〇号の産品（米粉の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセン</p>

トを超える調製品）への他の類の材料からの変更。ただし、非原産材料である第一一〇二・九〇号の米粉の価額が製品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。

第二一〇六・九〇号の産品（こんにやく調製品）への他の類の材料からの変更（第一二二・九九号の材料からの変更を除く。）

第二一〇六・九〇号の産品（その他の産品）への他の号の材料からの変更又は域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二一〇六・九〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。

注 第二一〇六・九〇号の産品について、二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、当該産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

項注 第二二・〇八項の規定の適用上、「アルコール量」及び「アルコール度」は、次に応じて解釈する。水及び純粋なエチルアルコールの混合物の「アルコール分」とは、摂氏二十度で測定される当該混合物の純粋なアルコールの容積が、同じ温度で測定される当該混合物の総容積に占める比率をいう。

<p>二二一・〇一</p>	<p>第二二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二〇二・一〇</p>	<p>第二二〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二〇二・九〇</p>	<p>第二二〇二・九〇号の産品（ミルクを含有する飲料）への他の類の材料からの変更（第〇四・〇一項から第〇四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p> <p>第二二〇二・九〇号の産品（果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。））への他の類の材料からの変更（第〇八・〇五項若しくは第二〇・〇九項の材料又は第二二〇六・九〇号の果実若しくは野菜のジュースからの変更を除く。）</p> <p>第二二〇二・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二二〇二・九〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>注 第二二〇二・九〇号の産品について、二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、当該産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>
<p>二二一・〇三</p>	<p>第二二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>二二・〇四</p>	<p>第二二・〇四項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二・〇五―二二・〇六</p>	<p>第二二・〇五項から第二二・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二二・〇七</p>	<p>第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二二〇八・二〇</p>	<p>第二二〇八・二〇号の産品（ピスコ）への他の類の材料からの変更 第二二〇八・二〇号の産品（ブランデー）への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二二〇八・二〇号の産品（ブランデー）への関税分類の変更を必要としない。）。 非原産材料に含まれる総アルコール量が第二二〇八・二〇号の産品（その他の産品）の総アルコール量の十パーセントを超えないこと（第二二〇八・二〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二二〇八・三〇</p>	<p>非原産材料に含まれる総アルコール量が第二二〇八・三〇号の産品の総アルコール量の十パーセントを超えないこと（第二二〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>二二〇八・四〇</p>	<p>第二二〇八・四〇号の産品（チャランダ）への他の類の材料からの変更 非原産材料に含まれる総アルコール量が第二二〇八・四〇号の産品（その他の産品）の総アルコール量の十パーセントを超えないこと（第二二〇八・四〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二二〇八・五〇―二二〇八・六〇</p>	<p>非原産材料に含まれる総アルコール量が第二二〇八・五〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品の総アルコール量の十パーセントを超えないこと（第二二〇八・五〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二二〇八・七〇</p>	<p>第二二〇八・七〇号の産品（リキュール）への他の項の材料からの変更（第二二〇七項の材料からの変更を除く。）又は 七項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二二〇八・七〇号の産品（リキュール）への関税分類の変更を必要としない。）。 非原産材料に含まれる総アルコール量が第二二〇八・七〇号の産品（その他の産品）の総アルコール量の十パーセントを超えないこと（第二二〇八・七〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二二〇八・九〇</p>	<p>第二二〇八・九〇号の産品（テキィラ、メスカル、ソトール及びバカノラ）への他の類の材料からの変更 第二二〇八・九〇号の産品（合成清酒又は料理用酒（みりん））への他の項の材料からの変更</p>

	<p>らの変更及び域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること。</p> <p>第二二〇八・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第二二〇七項の材料からの変更を除く。）</p>
二二一・〇九	<p>第二二一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三一・〇一―二三三・〇五	<p>第二三三・〇一項から第二三三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
二三〇六・一〇―二三〇六・五〇	<p>第二三〇六・一〇号から第二三〇六・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
二三〇六・六〇	<p>第二三〇六・六〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二三〇六・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
二三〇六・九〇	<p>第二三〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>

<p>二三・〇七―二三・〇八</p>	<p>第二三・〇七項から第二三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二三〇九・一〇</p>	<p>第二三〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二三〇九・九〇</p>	<p>第二三〇九・九〇号の産品（飼料用に供する種類の調製品で乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）への他の項の材料からの変更（第四・〇一項から第四・〇六項までの各項の材料又は第一九〇一・九〇号の酪農調製品（乳固形分の含有量が乾燥状態において全重量の十パーセントを超えるもの）からの変更を除く。）</p> <p>第二三〇九・九〇号の産品（ペットフード以外の調製品で米の含有量が乾燥状態において全重量の三十パーセントを超えるものからの変更を除く。）への他の項の材料からの変更。ただし、第一〇・〇六項の非原産材料の価額が産品の価額の三十パーセントを超えないことを条件とする。</p> <p>第二三〇九・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更</p> <p>注 第二三〇九・九〇号の産品について、二以上の品目別原産地規則が適用可能な場合には、当該産品は、それぞれの適用可能な品目別原産地規則の要件を満たさなければならぬ。</p>

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

<p>二四・〇一</p>	<p>第二四・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二四〇二・一〇</p>	<p>第二四〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二四〇二・二〇一―二四〇二・九〇</p>	<p>第二四〇二・二〇号から第二四〇二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更、 第二四〇二・二〇号から第二四〇二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）若しくはくずたばこの乾燥重量の五十五パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が七十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第二四〇二・二〇号から第二四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二四〇三・一一―二四〇三・一九</p>	<p>第二四〇三・一一号から第二四〇三・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>二四〇三・九一</p>	<p>第二四〇三・九一号の産品（ラッパーたばこへの使用に適したシートたばこ）への他の項の材料からの変更</p>

	<p>第二四〇三・九一号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更</p>
<p>二四〇三・九九</p>	<p>第二四〇三・九九号の産品への他の類の材料からの変更</p>

第五部 鉱物性生産品

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

<p>二五・〇一―二五・一六</p>	<p>第二五・〇一項から第二五・一六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二五二七・一〇</p>	<p>第二五二七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二五二七・二〇―二五二七・三〇</p>	<p>第二五二七・二〇号から第二五二七・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二五二七・四一―二五二七・四九</p>	<p>第二五二七・四一号から第二五二七・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二五・一八―二五・二二</p>	<p>第二五・一八項から第二五・二二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

二五二三・一〇	第二五二三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
二五二三・二一―二五二三・二九	第二五二三・二一号から第二五二三・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二五二三・三〇―二五二三・九〇	第二五二三・三〇号から第二五二三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
二五・二四	第二五・二四項の産品への他の項の材料からの変更
二五二五・一〇―二五二五・二〇	第二五二五・一〇号から第二五二五・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
二五二五・三〇	第二五二五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
二五・二六―二五・三〇	第二五・二六項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第二六類 鉍石、スラグ及び灰

第二七類 鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう

類注 1 化学反応に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、この類の産品であつて化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。

次の工程は、化学反応ではない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(c) 結晶水の追加又は除去

項注 1 蒸留に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第二七・一〇項の産品であつて、常圧蒸留又は減圧蒸留の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われるものは、原産品とする。

この規則の適用上、

(a) 常圧蒸留とは、蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であつて、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するものをいう。石油の蒸留により生産される産品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。

(b) 減圧蒸留とは、常圧より低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）をいう。減圧蒸留は、軽質の減圧軽油から重質の減圧軽油まで及び残渣油さを生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料（石油に含ま

れる重質留分等)を蒸留するために使用される。軽油は、精製所において、更に潤滑油に加工される場合がある。

項注2 直接的な調合に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第二七・一〇項の産品であつて、直接的な調合の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われるものは、原産品とする。この規則の適用上、「直接的な調合」とは、所定の性状を有する完成品を作るため、処理装置からの石油留分又は貯蔵タンクからの石油基材が組み合わされる工程をいう。ただし、第二七・一〇項に分類される非原産材料が当該産品の容量の二十五パーセント以下の場合であつて、当該非原産材料の構成要素が第二二・〇七項に分類されないときに限る。

項注3 希釈剤に係る規則

第二七・〇九項の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、第二七・〇九項又は第二七・一〇項の希釈剤であつて第二七・〇九項の石油及び歴青油(原油に限

る。)の締約国間の輸送を容易にするために使用されるものの原産性は、当該希釈剤の容量が当該製品の容量の四十パーセント以下の場合には、考慮しない。

<p>二七・〇一―二七・〇九</p>	<p>第二七・〇一項から第二七・〇九項までの各々の製品への他の項の材料からの変更</p>
<p>二七二〇・一二―二七二〇・二〇</p>	<p>第二七二〇・一二号から第二七二〇・二〇号までの各々の製品への他の項の材料からの変更(第二二・〇七項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>二七二〇・九一―二七二〇・九九</p>	<p>第二七二〇・九一号から第二七二〇・九九号までの各々の製品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二七二一・一一―二七二一・二九</p>	<p>第二七二一・一一号から第二七二一・二九号までの各々の製品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二七・一二</p>	<p>第二七・一二項の製品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第二七・一二項の製品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品

部注1 化学反応に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第二八類から第三八類までの各級の産品であつて化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。

次の工程は、化学反応ではない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去

(c) 結晶水の追加又は除去

部注 2 精製に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第二八類から第三五類までの各類又は第三八類の産品であつて精製が行われるものは、当該精製の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われ、かつ、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす場合には、原産品とする。

部注 3 混合及び調合に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第三〇類、第三一類、第三三・〇二項又は第三七・〇七項の産品は、所定の仕様と合致させるための材料の意図的かつ比例して制御された混合又は調合（分散を含む。）であつて、当該産品の用途に関係し、かつ、投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を当該産品に与えるものが一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

部注 4 粒径の変更に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第三〇類、第三一類、第三二〇四・一七号又は第三三・〇四項の産品は、産品の粒径の意図的かつ制御された変更（重合体の溶解及びその後の沈殿又は析出による微粒化を含み、破碎又は圧縮のみによるものを除く。）であつて、当該変更の結果として生ずる産品の用途に係る特定の粒径、粒径分布又は表面積及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する産品を生ずるものが一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

部注5 標準物質に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第二八類から第三八類までの各類（第三五・〇一項から第三五・〇五項までの各項及び第三八二四・六〇号を除く。）の標準物質は、その生産の工程が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

この規則の適用上、「標準物質」（標準溶液を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であつて、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明

されたものをいう。

部注6 異性体分離に係る規則

適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第二八類から第三八類までの各級の産品は、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離が一又は二以上の締約国の領域において行われる場合には、原産品とする。

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・一〇一二八〇一・三〇	第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・〇二一二八・〇三	第二八・〇二項から第二八・〇三項までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八〇四・一〇一二八〇四・九〇	第二八〇四・一〇号から第二八〇四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八〇五・一一一二八〇五・四〇	第二八〇五・一一号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

二八〇六・一〇―二八〇六・二〇	第二八〇六・一〇号から第二八〇六・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・〇七―二八・〇八	第二八・〇七項から第二八・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
二八〇九・一〇―二八〇九・二〇	第二八〇九・一〇号から第二八〇九・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・一〇	第二八・一〇項の産品への他の項の材料からの変更
二八一・一・一一―二八一・二九	第二八一・一・一一号から第二八一・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八一二・一〇―二八一二・九〇	第二八一二・一〇号から第二八一二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八一三・一〇―二八一三・九〇	第二八一三・一〇号から第二八一三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

二八・一四	第二八・一四項の産品への他の項の材料からの変更
二八一五・一一―二八二五・一二	第二八一五・一一号から第二八一五・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
二八一五・二〇―二八一五・三〇	第二八一五・二〇号から第二八一五・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八一六・一〇―二八一六・四〇	第二八一六・一〇号から第二八一六・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・一七	第二八・一七項の産品への他の項の材料からの変更
二八一八・一〇―二八一八・三〇	第二八一八・一〇号から第二八一八・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八一九・一〇―二八一九・九〇	第二八一九・一〇号から第二八一九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八二〇・一〇―二八二〇・九〇	第二八二〇・一〇号から第二八二〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

	の変更
二八二二・一〇―二八二二・二〇	第二八二二・一〇号から第二八二二・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・二二―二八・二三	第二八・二二項から第二八・二三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
二八二四・一〇―二八二四・九〇	第二八二四・一〇号から第二八二四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八二五・一〇―二八二五・九〇	第二八二五・一〇号から第二八二五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八二六・一二―二八二六・九〇	第二八二六・一二号から第二八二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八二七・一〇―二八二七・六〇	第二八二七・一〇号から第二八二七・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八二八・一〇―二八二八・九〇	第二八二八・一〇号から第二八二八・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

	の変更
二八二九・一〇―二八二九・九〇	第二八二九・一〇号から第二八二九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八三〇・一〇―二八三〇・九〇	第二八三〇・一〇号から第二八三〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八三一・一〇―二八三一・九〇	第二八三一・一〇号から第二八三一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八三二・一〇―二八三二・三〇	第二八三二・一〇号から第二八三二・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八三三・一〇―二八三三・四〇	第二八三三・一〇号から第二八三三・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八三四・一〇―二八三四・二九	第二八三四・一〇号から第二八三四・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

<p>二八三五・一〇―二八三五・三九</p>	<p>第二八三五・一〇号から第二八三五・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八三六・二〇―二八三六・九九</p>	<p>第二八三六・二〇号から第二八三六・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八三七・一一―二八三七・二〇</p>	<p>第二八三七・一一号から第二八三七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八三九・一一―二八三九・九〇</p>	<p>第二八三九・一一号から第二八三九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八四〇・一一―二八四〇・三〇</p>	<p>第二八四〇・一一号から第二八四〇・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八四一・三〇―二八四一・九〇</p>	<p>第二八四一・三〇号から第二八四一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八四二・一〇―二八四二・九〇</p>	<p>第二八四二・一〇号から第二八四二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

二八四三・一〇―二八四三・九〇	第二八四三・一〇号から第二八四三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八四四・一〇―二八四四・五〇	第二八四四・一〇号から第二八四四・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八四五・一〇―二八四五・九〇	第二八四五・一〇号から第二八四五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八四六・一〇―二八四六・九〇	第二八四六・一〇号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・四七―二八・四八	第二八・四七項から第二八・四八項までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八四九・一〇―二八四九・九〇	第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二八・五〇	第二八・五〇項の産品への他の号の材料からの変更

<p>二八五二・一〇―二八五二・九〇</p>	<p>第二八五二・一〇号から第二八五二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二八・五三</p>	<p>第二八・五三項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第二九類 有機化学品

<p>二九〇一・一〇―二九〇一・二九</p>	<p>第二九〇一・一〇号から第二九〇一・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二九〇二・一一―二九〇二・九〇</p>	<p>第二九〇二・一一号から第二九〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二九〇三・一一―二九〇三・九九</p>	<p>第二九〇三・一一号から第二九〇三・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二九〇四・一〇―二九〇四・九〇</p>	<p>第二九〇四・一〇号から第二九〇四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

二九〇五・一一―二九〇五・五九	第二九〇五・一一号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇六・一一―二九〇六・二九	第二九〇六・一一号から第二九〇六・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇七・一一―二九〇七・二九	第二九〇七・一一号から第二九〇七・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇八・一一―二九〇八・九九	第二九〇八・一一号から第二九〇八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九〇九・一一―二九〇九・六〇	第二九〇九・一一号から第二九〇九・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九一〇・一〇―二九一〇・九〇	第二九一〇・一〇号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九・一一	第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更

二九一二・一一―二九一二・六〇	第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九・一三	第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更
二九一四・一一―二九一四・七〇	第二九一四・一一号から第二九一四・七〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九一五・一一―二九一五・九〇	第二九一五・一一号から第二九一五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九一六・一一―二九一六・三九	第二九一六・一一号から第二九一六・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九一七・一一―二九一七・三九	第二九一七・一一号から第二九一七・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九一八・一一―二九一八・九九	第二九一八・一一号から第二九一八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

二九一九・一〇―二九一九・九〇	第二九一九・一〇号から第二九一九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九二〇・一一―二九二〇・九〇	第二九二〇・一一号から第二九二〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九二二・一一―二九二二・五九	第二九二二・一一号から第二九二二・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九二二・一一―二九二二・五〇	第二九二二・一一号から第二九二二・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九二三・一〇―二九二三・九〇	第二九二三・一〇号から第二九二三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九二四・一一―二九二四・二九	第二九二四・一一号から第二九二四・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九二五・一一―二九二五・二九	第二九二五・一一号から第二九二五・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

二九二六・一〇―二九二六・九〇	第二九二六・一〇号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九・二七―二九・二八	第二九・二七項から第二九・二八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
二九二九・一〇―二九二九・九〇	第二九二九・一〇号から第二九二九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三〇・二〇―二九三〇・九〇	第二九三〇・二〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三一・一〇―二九三一・九〇	第二九三一・一〇号から第二九三一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三二・一一―二九三二・九九	第二九三二・一一号から第二九三二・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三三・一一―二九三三・九九	第二九三三・一一号から第二九三三・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

二九三四・一〇―二九三四・九九	第二九三四・一〇号から第二九三四・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九・三五	第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更
二九三六・二一―二九三六・九〇	第二九三六・二一号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三七・一一―二九三七・九〇	第二九三七・一一号から第二九三七・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三八・一〇―二九三八・九〇	第二九三八・一〇号から第二九三八・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九三九・一一―二九三九・九九	第二九三九・一一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
二九・四〇	第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更

<p>二九四一・一〇―二九四一・九〇</p>	<p>第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>二九・四二</p>	<p>第二九・四二項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第三〇類 医療用品

<p>三〇〇一・二〇―三〇〇一・九〇</p>	<p>第三〇〇一・二〇号から第三〇〇一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三〇〇二・一〇―三〇〇二・九〇</p>	<p>第三〇〇二・一〇号から第三〇〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三〇〇三・一〇―三〇〇三・九〇</p>	<p>第三〇〇三・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三〇・〇四</p>	<p>第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三〇・</p>

		○四項の産品への関税分類の変更を必要としない。
三〇〇五・一〇―三〇〇五・九〇		第三〇〇五・一〇号から第三〇〇五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三〇〇六・一〇―三〇〇六・四〇		第三〇〇六・一〇号から第三〇〇六・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三〇〇六・五〇		第三〇〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第三〇〇六・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
三〇〇六・六〇―三〇〇六・九二		第三〇〇六・六〇号から第三〇〇六・九二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

第三二類 肥料

三一・〇一	第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更
-------	-------------------------

<p>三二〇二・一〇―三二〇二・九〇</p>	<p>第三二〇二・一〇号から第三二〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三二〇三・一〇―三二〇三・九〇</p>	<p>第三二〇三・一〇号から第三二〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三二〇四・二〇―三二〇四・九〇</p>	<p>第三二〇四・二〇号から第三二〇四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三二〇五・一〇―三二〇五・九〇</p>	<p>第三二〇五・一〇号から第三二〇五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

<p>三二〇一・一〇―三二〇一・九〇</p>	<p>第三二〇一・一〇号から第三二〇一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
------------------------	--

三三二〇二・一〇一三二〇二・九〇	第三二〇二・一〇号から第三二〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三三二・〇三	第三二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
三三二〇四・一一一三二〇四・一七	第三二〇四・一一号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三三二〇四・一九	第三二〇四・一九号の産品への他の項の材料からの変更
三三二〇四・二〇一三二〇四・九〇	第三二〇四・二〇号から第三二〇四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三三二・〇五	第三二・〇五項の産品への他の項の材料からの変更
三三二〇六・一一一三二〇六・五〇	第三二〇六・一一号から第三二〇六・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三三二・〇七一三二一・一五	第三二・〇七項から第三二・一五項までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

<p>三三〇一・一二一三三〇一・九〇</p>	<p>第三三〇一・一二二号から第三三〇一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三三・〇二一三三・〇七</p>	<p>第三三・〇二項から第三三・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもちとした歯科用の調製品

<p>三四・〇一</p>	<p>第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>三四〇二・一一一三四〇二・一九</p>	<p>第三四〇二・一一号から第三四〇二・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三四〇二・二〇</p>	<p>第三四〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更（第三四〇二・九〇号の材料からの変更を除く。）</p>

三四〇二・九〇	第三四〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
三四〇三・一一―三四〇三・九九	第三四〇三・一一号から第三四〇三・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三四〇四・二〇―三四〇四・九〇	第三四〇四・二〇号から第三四〇四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三四・〇五―三四・〇七	第三四・〇五項から第三四・〇七項までの各号の産品への他の号の材料からの変更

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、こう膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇―三五〇一・九〇	第三五〇一・一〇号から第三五〇一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三五〇二・一一―三五〇二・一九	第三五〇二・一一号から第三五〇二・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

三五〇二・二〇一三五〇二・九〇	第三五〇二・二〇号から第三五〇二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三五・〇三一三五・〇四	第三五・〇三項から第三五・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
三五〇五・一〇	第三五〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
三五〇五・二〇	第三五〇五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三五〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
三五・〇六一三五・〇七	第三五・〇六項から第三五・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一一三六・〇六	第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一―三七・〇七	第三七・〇一項から第三七・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇―三八〇一・九〇	第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三八・〇二―三八・〇五	第三八・〇二項から第三八・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
三八〇六・一〇―三八〇六・九〇	第三八〇六・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三八・〇七	第三八・〇七項の産品への他の項の材料からの変更
三八〇八・五〇―三八〇八・九九	第三八〇八・五〇号から第三八〇八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更及び有効成分の重量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第三八〇八・五〇号から第三

	八〇八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。
三八・〇九―三八・二二	第三八・〇九項から第三八・二二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
三八二二三・一一―三八二二三・七〇	第三八二二三・一一号から第三八二二三・七〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三八二四・一〇―三八二四・九〇	第三八二四・一〇号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
三八・二五―三八・二六	第三八・二五項から第三八・二六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品

第三九類 プラスチック及びその製品

類注 適用可能な品目別原産地規則の規定にかかわらず、第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品（第三九〇三・一一号及び第三九〇七・六〇号の産品を除く。）であつて、化学反応が行われるものは、当該化学反応が一又は二以上の締約国の領域において行

われる場合には、原産品とする。

この規則の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。

次の工程は、化学反応ではない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (c) 結晶水の追加又は除去

この定義には、全ての種類の重合反応を含む。

三九・〇一

第三九・〇一項の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は

域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三九〇二・一〇	<p>第三九〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項の材料からの変更を除く。）、</p> <p>第三九〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
三九〇二・二〇	<p>第三九〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九〇二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
三九〇二・三〇	<p>第三九〇二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項の材料からの変更を除く。）、</p> <p>第三九〇二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十</p>

	<p>五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九〇二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三九〇二・九〇</p>	<p>第三九〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三九〇三・一一</p>	<p>第三九〇三・一一号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇二項の材料からの変更を除く。）又は 第三九〇三・一一号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること。</p>
<p>三九〇三・一九―三九〇三・九〇</p>	<p>第三九〇三・一九号から第三九〇三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九〇三・一九号から第三九〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>三九・〇四―三九・〇六</p>	<p>第三九・〇四項から第三九・〇六項までの各々の項の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第三九・〇四項から第三九・〇六項までの各々の項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>三九〇七・一〇―三九〇七・五〇</p>	<p>第三九〇七・一〇号から第三九〇七・五〇号までの各々の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第三九〇七・一〇号から第三九〇七・五〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>三九〇七・六〇</p>	<p>第三九〇七・六〇号の産品への他の項の材料からの変更(第二九〇五・三一号又は第二九一七・三六号の材料からの変更を除く。)又は 第三九〇七・六〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること。</p>
<p>三九〇七・七〇―三九〇七・九九</p>	<p>第三九〇七・七〇号から第三九〇七・九九号までの各々の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十</p>

	<p>五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九〇七・七〇号から第三九〇七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三九・〇八―三九・一五</p>	<p>第三九・〇八項から第三九・一五項までの各々の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の五十パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九・〇八項から第三九・一五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三九一六・一〇―三九一六・九〇</p>	<p>第三九一六・一〇号から第三九一六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三九一七・一〇―三九一七・四〇</p>	<p>第三九一七・一〇号から第三九一七・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三九・一八</p>	<p>第三九・一八項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>三九・一九―三九・二〇</p>	<p>第三九・一九項から第三九・二〇項までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十</p>

	<p>パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第三九・一九項から第三九・二〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三九二二・一一―三九二二・九〇</p>	<p>第三九二二・一一号から第三九二二・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>三九・二二―三九・二六</p>	<p>第三九・二二項から第三九・二六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第四〇類 ゴム及びその製品

<p>四〇・〇一</p>	<p>第四〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第四〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四〇・〇二―四〇・一七</p>	<p>第四〇・〇二項から第四〇・一七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一〇四・一一―四一〇四・一九	第四一〇四・一一号から第四一〇四・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
四一〇四・四一	第四一〇四・四一号の産品への他の号の材料からの変更
四一〇四・四九	第四一〇四・四九号の産品への他の号の材料からの変更（第四一〇四・四一号の材料からの変更を除く。）
四一〇五・一〇	第四一〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
四一〇五・三〇	第四一〇五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
四一〇六・一一	第四一〇六・一一号の産品への他の項の材料からの変更
四一〇六・二二	第四一〇六・二二号の産品への他の号の材料からの変更

四一〇六・三一	第四一〇六・三一号の産品への他の項の材料からの変更
四一〇六・三二	第四一〇六・三二号の産品への他の号の材料からの変更
四一〇六・四〇	第四一〇六・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 第四一〇六・四〇号の産品の湿潤状態から乾燥状態への変更（第四一〇六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）
四一〇六・九一	第四一〇六・九一号の産品への他の項の材料からの変更
四一〇六・九二	第四一〇六・九二号の産品への他の号の材料からの変更
四一〇七―四一・一三	第四一〇七項から第四一・一三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
四一四・一〇	第四一四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
四一四・二〇	第四一四・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
四二一五・一〇―四二一五・二〇	第四二一五・一〇号から第四二一五・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

類注 第四二〇二・一二号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・三二号及び第四二〇二・九二二号の製品の品目別原産地規則は、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める。

四二・〇一	第四二・〇一項の産品への他の項の材料からの変更
四二〇二・一一	第四二〇二・一一号の産品への他の類の材料からの変更
四二〇二・一九―四二〇二・二二	第四二〇二・一九号から第四二〇二・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
四二〇二・二九―四二〇二・三二	第四二〇二・二九号から第四二〇二・三二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

四二〇二・三九一四二〇二・九一	第四二〇二・三九号から第四二〇二・九一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
四二〇二・九九	第四二〇二・九九号の産品への他の類の材料からの変更
四二・〇三一四二・〇六	第四二・〇三項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一	第四三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
四三・〇二―四三・〇三	第四三・〇二項から第四三・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
四三・〇四	<p>第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十三パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第四三・〇四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第四三・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

四四・〇一―四四・二一	第四四・〇一項から第四四・二一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第四五類 コルク及びその製品

四五・〇一―四五・〇四	第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物

四六・〇一	第四六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
四六・〇二	第四六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製

品

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

<p>四七・〇一―四七・〇七</p>	<p>第四七・〇一項から第四七・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--------------------	--

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

<p>四八・〇一―四八・〇七</p>	<p>第四八・〇一項から第四八・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>四八〇八・一〇</p>	<p>第四八〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>四八〇八・四〇</p>	<p>第四八〇八・四〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四八〇八・九〇</p>	<p>第四八〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>四八・〇九―四八・一四</p>	<p>第四八・〇九項から第四八・一四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

四八・一六	第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの変更を除く。）
四八・一七	第四八・一七項の産品への他の項の材料からの変更
四八一八・一〇―四八一八・三〇	第四八一八・一〇号から第四八一八・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇三項の材料からの変更を除く。）
四八一八・五〇―四八一八・九〇	第四八一八・五〇号から第四八一八・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
四八・一九―四八・二二	第四八・一九項から第四八・二二項までの各号の産品への他の項の材料からの変更
四八二三・二〇	第四八二三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八〇五・四〇号の材料からの変更を除く。）
四八二三・四〇―四八二三・九〇	第四八二三・四〇号から第四八二三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一

第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第一一部 紡織用繊維及びその製品

部注 第一一部の産品の品目別原産地規則は、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める。

第二一部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一

第六四・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は

第六四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更（第六四・〇二項から第六四・〇五項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て（木製のものを除く。）からの変更を除く。）及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)五十五パーセント以上（控除方式を用い

	<p>る場合)であること。</p>
<p>六四・〇二</p>	<p>第六四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇二項の産品への他の項の材料からの変更(第六四・〇一項、第六四・〇三項から第六四・〇五項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て(木製のものを除く。))からの変更を除く。及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること。</p>
<p>六四・〇三</p>	<p>第六四・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更(第六四・〇一項から第六四・〇二項までの各項、第六四・〇四項から第六四・〇五項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て(木製のものを除く。))からの変更を除く。及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること。</p>
<p>六四・〇四</p>	<p>第六四・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇四項の産品への他の項の材料からの変更(第六四・〇一項から第六四・〇三項までの各項、第六四・〇五項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て(木製のものを除く。))からの変更を除く。及び域内原産割合が</p>

	<p>(a) 四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること。</p>
<p>六四・〇五</p>	<p>第六四・〇五項の産品への他の類の材料からの変更又は 第六四・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第六四・〇一項から第六四・〇四項までの各項若しくは第六四〇六・一〇号の材料又は第六四〇六・九〇号の甲の組立て（木製のものを除く。）からの変更を除く。）及び域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること。</p>
<p>六四・〇六</p>	<p>第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第六四・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>第六五類 帽子及びその部分品</p>	
<p>六五・〇一―六五・〇二</p>	<p>第六五・〇一項から第六五・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>

六五・〇四―六五・〇七

第六五・〇四項から第六五・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

類注 第六六・〇一項の産品の品目別原産地規則は、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める。

六六・〇二

第六六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更

六六・〇三

第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一

第六七・〇一項の産品への他の項の材料からの変更又は
域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第六七・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

六七・〇二―一〇

第六七・〇二―一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は

	<p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第六七・〇二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第六七〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>六七〇二・九〇</p>	<p>第六七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第六七類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第六七〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>六七・〇三一六七・〇四</p>	<p>第六七・〇三項から第六七・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ

ス及びその製品

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一六八・一一

第六八・〇一項から第六八・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

六八・一二・八〇―六八・一二・九九	第六八・一二・八〇号から第六八・一二・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
六八・一三―六八・一五	第六八・一三項から第六八・一五項までの各々の産品への他の項の材料からの変更

第六九類 陶磁製品

六九・〇一―六九・一四	第六九・〇一項から第六九・一四項までの各々の産品への他の類の材料からの変更
-------------	---------------------------------------

第七〇類 ガラス及びその製品

類注 第七〇・一九項の産品の品目別原産地規則は、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）に定める。

七〇・〇一―七〇・〇四	第七〇・〇一項から第七〇・〇四項までの各々の産品への他の項の材料からの変更
七〇・〇五	第七〇・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇四項までの各々の材料からの変更を除く。）又は

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七〇・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
七〇・〇六	<p>第七〇・〇六項の産品への他の項の材料からの変更(第七〇・〇三項から第七〇・〇四項までの各項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七〇・〇三項から第七〇・〇四項までの各項及び第七〇・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七〇・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
七〇・〇七	<p>第七〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更</p>
七〇・〇八	<p>第七〇・〇八項の産品への他の項の材料からの変更(第七〇・〇三項から第七〇・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七〇・〇八項の産品への関税分</p>

		類の変更を必要としない。)
七〇・〇九	第七〇・〇九項の産品への他の項の材料からの変更(第七〇・〇七項から第七〇・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七〇・〇七項から第七〇・〇九項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七〇・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)	
七〇・一〇一七〇・一一	第七〇・一〇項から第七〇・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更	
七〇・一三	第七〇・一三項の産品への他の項の材料からの変更(第七〇・一〇項の材料からの変更を除く。)	
七〇・一四一七〇・一八	第七〇・一四項から第七〇・一八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更	
七〇・二〇	第七〇・二〇項の産品への他の項の材料からの変更	

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身
 辺用模造細貨類並びに貨幣

七二〇一	第七一・〇一	第七一・〇一
七二〇二・一〇一七二〇二・二二	第七二〇二・一〇一七二〇二・二二	第七二〇二・一〇一七二〇二・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇二・二九	第七二〇二・二九	第七二〇二・二九号の産品への他の号の材料からの変更
七二〇二・三一	第七二〇二・三一	第七二〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇二・三九	第七二〇二・三九	第七二〇二・三九号の産品への他の号の材料からの変更
七二〇三・一〇	第七二〇三・一〇	第七二〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇三・九一―七二〇三・九九	第七二〇三・九一―七二〇三・九九	第七二〇三・九一号から第七二〇三・九九号までの各号の産品への他の号の材料から

		の変更
七二・〇四一七一・〇五	第七二・〇四項から第七二・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更	
七二・〇六一七一・〇八	第七二・〇六項から第七二・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	
七二・〇九	第七二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更	
七二・一〇一七一・一一	第七二・一〇項から第七二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更	
七二・一二	第七二・一二項の産品への他の項の材料からの変更	
七二・一三一七一・一四	第七二・一三項から第七二・一四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第七二・一三項から第七二・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)	
七二・一五一七一・一六	第七二・一五項から第七二・一六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更	

七二七・一一	<p>第七一一七・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七一・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七一一七・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
七二七・一九一七二一七・九〇	<p>第七一一七・一九号から第七一一七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七一・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七一一七・一九号から第七一一七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
七二・一八	<p>第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第一五部 卑金属及びその製品

第七二類 鉄鋼

七二・〇一―七二・〇五	第七二・〇一項から第七二・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七二・〇六	第七二・〇六項の産品への他の項の材料からの変更
七二・〇七	第七二・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇六項の材料からの変更を除く。）
七二・〇八	第七二・〇八項の産品への他の項の材料からの変更
七二・〇九	第七二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇八項又は第七二・〇一項の材料からの変更を除く。）
七二・一〇	第七二・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇八項から第七二・〇九項までの各項又は第七二・一一項の材料からの変更を除く。）
七二・一一	第七二・一一項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇八項から第七二・〇九項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二二二・一〇	第七二二二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）又は

	<p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七二二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七二二・二〇一七二二・六〇</p>	<p>第七二二・二〇号から第七二二・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇八項から第七二・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・一三</p>	<p>第七二・一三項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七二・一四</p>	<p>第七二・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・一三項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・一五</p>	<p>第七二・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・一三項から第七二・一四項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・一六</p>	<p>第七二・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・〇八項から第七二・一五項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・一七</p>	<p>第七二・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・一三項から第七二・一五項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

七二・一八	第七二・一八項の産品への他の項の材料からの変更
七二・一九	第七二・一九項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・二〇項の材料からの変更を除く。）
七二・二〇	第七二・二〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・一九項の材料からの変更を除く。）
七二・二一	第七二・二一項の産品への他の項の材料からの変更
七二・二二	第七二・二二項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・二一項の材料からの変更を除く。）
七二・二三	第七二・二三項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・二二項から第七二・二二項までの各項の材料からの変更を除く。）
七二・二四	第七二・二四項の産品への他の項の材料からの変更
七二・二五	第七二・二五項の産品への他の項の材料からの変更（第七二・二六項の材料からの変

		更を除く。)
七二・二六		第七二・二六項の産品への他の項の材料からの変更(第七二・二五項の材料からの変更を除く。)
七二・二七		第七二・二七項の産品への他の項の材料からの変更
七二・二八		第七二・二八項の産品への他の項の材料からの変更(第七二・二七項の材料からの変更を除く。)
七二・二九		第七二・二九項の産品への他の項の材料からの変更(第七二・二七項から第七二・二八項までの各々の項の材料からの変更を除く。)
第七三類 鉄鋼製品		
七三・〇一―七三・〇七		第七三・〇一項から第七三・〇七項までの各々の項の産品への他の類の材料からの変更
七三〇八・一〇		第七三〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更(第七二・一六項の材料からの変更を除く。)又は

	<p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七三〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三〇八・二〇一七三〇八・四〇</p>	<p>第七三〇八・二〇号から第七三〇八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第七二・一六項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七二・一六項及び第七三・〇八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七三〇八・二〇号から第七三〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三〇八・九〇</p>	<p>第七三〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七二・一六項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七二・一六項及び第七三・〇八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七三〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三・〇九一七三・一一</p>	<p>第七三・〇九項から第七三・一二項までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>七三・一三</p>	<p>第七三・一三項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>七三二四・一二―七三二四・一九</p>	<p>第七三二四・一二号から第七三二四・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七三二四・二〇―七三二四・五〇</p>	<p>第七三一四・二〇号から第七三一四・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第七三一四・二〇号から第七三一四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七三二五・一一―七三二五・一二</p>	<p>第七三一五・一一号から第七三一五・一二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七三類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七三一五・一一号から第七三一五・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七三二五・一九</p>	<p>第七三一五・一九号の産品への他の類の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七三一五・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三二五・二〇―七三二五・八一</p>	<p>第七三一五・二〇号から第七三一五・八一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七三一五・二〇号から第七三一五・八一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三二五・八二</p>	<p>第七三一五・八二号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七三・一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七三一五・八二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三二五・八九</p>	<p>第七三一五・八九号の産品への他の類の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七三類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七三一五・八九</p>

	号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三二五・九〇	第七三一五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第七三一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・一六	第七三・一六項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七三・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七三・一六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三・一七	第七三・一七項の産品への他の類の材料からの変更
七三・一八一七三・一九	第七三・一八項から第七三・一九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
七三二〇・一〇	第七三二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式

	<p>を用いる場合。第七三・二〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第七三二〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七三二〇・二〇一七三二〇・九〇</p>	<p>第七三二〇・二〇号から第七三二〇・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七三・二二</p>	<p>第七三・二二項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合) 若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合) であること (第七三・二二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七三・二二</p>	<p>第七三・二二項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合) 若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七三・二二項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第七三・二二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七三二三・一〇一七三二三・九四</p>	<p>第七三二三・一〇号から第七三二三・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合) 若しくは(b)四十</p>

	<p>五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七三二三・一〇号から第七三二三・九四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三二三・九九</p>	<p>第七三二三・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七三二三・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三二四・一〇</p>	<p>第七三二四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七三二四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七三二四・二一―七三二四・九〇</p>	<p>第七三二四・二一号から第七三二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七三・二四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七三二四・二一号から第七三二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

七三・二五―七三・二六

第七三・二五項から第七三・二六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第七四類 銅及びその製品

七四・〇一―七四・〇七

第七四・〇一項から第七四・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

七四〇八・一一―七四〇八・一九

第七四〇八・一一号から第七四〇八・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）又は
域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七四〇八・一一号から第七四〇八・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七四〇八・二二

第七四〇八・二二号の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）又は
域内原産割合が(a)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(b)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・〇七項から第七四・〇八項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七四〇八・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

<p>七四〇八・二二</p>	<p>第七四〇八・二二号の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七四〇八・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四〇八・二九</p>	<p>第七四〇八・二九号の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(b)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・〇七項から第七四・〇八項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七四〇八・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四・〇九―七四・一五</p>	<p>第七四・〇九項から第七四・一五項までの各々の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七四一八・一〇</p>	<p>第七四一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七四一八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>七四一八・二〇</p>	<p>第七四一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七四一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四一九・一〇―七四一九・九一</p>	<p>第七四一九・一〇号から第七四一九・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・一九項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七四一九・一〇号から第七四一九・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四一九・九九</p>	<p>第七四一九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・一九項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七四一九・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第七五類 ニッケル及びその製品

<p>七五・〇一―七五・〇五</p>	<p>第七五・〇一項から第七五・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七五・〇六</p>	<p>第七五・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七五・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七五〇七・一一―七五〇七・二〇</p>	<p>第七五〇七・一一号から第七五〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>七五〇八・一〇―七五〇八・九〇</p>	<p>第七五〇八・一〇号から第七五〇八・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

第七六類 アルミニウム及びその製品

<p>七六・〇一―七六・〇四</p>	<p>第七六・〇一項から第七六・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--------------------	--

七六・〇五	<p>第七六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項の材料からの変更を除く。）又は</p> <p>域内原産割合が四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七六・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七六・〇六	<p>第七六・〇六項の産品への他の項の材料からの変更</p>
七六〇七・一一―七六〇七・一九	<p>第七六〇七・一一号から第七六〇七・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七六・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七六〇七・一一号から第七六〇七・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七六〇七・二〇	<p>第七六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七六・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七六〇七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

七六・〇八一七六・一三	第七六・〇八項から第七六・一三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
七六・一四	第七六・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項から第七六・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第七六・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六・一五	第七六・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価値額方式を用いる場合。第七六・一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七六・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七六一六・一〇	第七六一六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
七六一六・九一	第七六一六・九一号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価値額方式

	<p>を用いる場合。第七六一六・九一号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第七六一六・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>七六一六・九九</p>	<p>第七六一六・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十 パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第七六一六・九九号の産品への 関税分類の変更を必要としない。)</p>

第七八類 鉛及びその製品

<p>七八・〇一―七八・〇四</p>	<p>第七八・〇一項から第七八・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七八・〇六</p>	<p>第七八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第七八・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第七八・〇 六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第七九類 亜鉛及びその製品

<p>七九・〇一―七九・〇五</p>	<p>第七九・〇一項から第七九・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>七九・〇七</p>	<p>第七九・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七九・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第七九・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第八〇類 すぐ及びその製品

<p>八〇・〇一―八〇・〇三</p>	<p>第八〇・〇一項から第八〇・〇三項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八〇・〇七</p>	<p>第八〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八〇・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八〇・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

<p>八一〇一・一〇一八二〇一・九七</p>	<p>第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九七号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一〇一・九九</p>	<p>第八一〇一・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八一〇一・九九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八一〇一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八一〇二・一〇一八二〇二・九九</p>	<p>第八一〇二・一〇号から第八一〇二・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一〇三・二〇一八二〇三・九〇</p>	<p>第八一〇三・二〇号から第八一〇三・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一〇四・一一一八二〇四・九〇</p>	<p>第八一〇四・一一号から第八一〇四・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

<p>八一〇五・二〇一八一〇五・九〇</p>	<p>第八一〇五・二〇号から第八一〇五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一・〇六</p>	<p>第八一・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八一類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八一・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八一〇七・二〇一八一〇七・九〇</p>	<p>第八一〇七・二〇号から第八一〇七・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一〇八・二〇一八一〇八・九〇</p>	<p>第八一〇八・二〇号から第八一〇八・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一〇九・二〇一八一〇九・九〇</p>	<p>第八一〇九・二〇号から第八一〇九・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一一〇・一〇一八一一〇・九〇</p>	<p>第八一一〇・一〇号から第八一一〇・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

<p>八一・一一</p>	<p>第八一・一一項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八一類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八一・一二・一二一八一二二・五九</p>	<p>第八一・一二・一二号から第八一・一二・五九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八一・一二・九二</p>	<p>第八一・一二・九二号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八一・一二・九二号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八一・一二・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八一・一二・九九</p>	<p>第八一・一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八一・一二・九九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八一</p>

	<p>一二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八一・一三</p>	<p>第八一・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八一・一三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八一・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

類注 第八二・〇一項から第八二・一〇項までの各項の産品の生産に使用される卑金属製の柄
については、当該産品が原産品であるかどうかを決定するに当たって考慮しない。

<p>八二・〇一―八二・〇四</p>	<p>第八二・〇一項から第八二・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>八二〇五・一〇―八二〇五・七〇</p>	<p>第八二〇五・一〇号から第八二〇五・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>八二〇五・九〇</p>	<p>第八二〇五・九〇号の産品(金敷き、可搬式かじ炉及びフレーム付きグラインデイン</p>

	<p>グホイールで手回し式又は足踏み式のもの）への他の類の材料からの変更</p> <p>第八二〇五・九〇号の産品（その他の産品）への他の類の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八二類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八二〇五・九〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八二・〇六</p>	<p>第八二・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八二類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八二・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八二〇七・一三―八二〇七・四〇</p>	<p>第八二〇七・一三号から第八二〇七・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八二・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八二〇七・一三号から第八二〇七・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>八二〇七・五〇</p>	<p>第八二〇七・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八二・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八二〇七・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八二〇七・六〇―八二〇七・九〇</p>	<p>第八二〇七・六〇号から第八二〇七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八二・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八二〇七・六〇号から第八二〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八二・〇八一―八二・一〇</p>	<p>第八二・〇八項から第八二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>八二二一・一〇</p>	<p>第八二二一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八二二一・一〇号の産品へ</p>

	<p>の関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八二二一・九一―八二二一・九三</p>	<p>第八二一一・九一号から第八二二一・九三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八二一一・九一号から第八二一一・九三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。))。</p>
<p>八二二一・九四―八二二一・九五</p>	<p>第八二一一・九四号から第八二二一・九五号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>八二・一二</p>	<p>第八二・一二項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八二・一二項の産品への関税分類の変更を必要としない。))。</p>
<p>八二・一三</p>	<p>第八二・一三項の産品への他の類の材料からの変更</p>

<p>八二四・一〇</p>	<p>第八二四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>八二四・二〇</p>	<p>第八二四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八二四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八二四・九〇</p>	<p>第八二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八二五・一〇―八二五・二〇</p>	<p>第八二五・一〇号から第八二五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八二五・一〇号から第八二五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八二二五・九一―八二二五・九九	第八二二五・九一号から第八二二五・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
-----------------	---

第八三類 各種の卑金属製品

八三〇一・一〇―八三〇一・五〇	第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八三〇一・六〇―八三〇一・七〇	第八三〇一・六〇号から第八三〇一・七〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八三・〇二―八三・〇四	第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
八三〇五・一〇	第八三〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八三〇五・二〇―八三〇五・九〇	第八三〇五・二〇号から第八三〇五・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

<p>八三・〇六一八三・〇七</p>	<p>第八三・〇六項から第八三・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八三〇八・一〇一八三〇八・二〇</p>	<p>第八三〇八・一〇号から第八三〇八・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八三〇八・九〇</p>	<p>第八三〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八三〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八三・〇九一八三・一一</p>	<p>第八三・〇九項から第八三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

(†)を付した産品については、付録1(特定の自動車及び自動車関連部品の品目別原産地規則に関する規定)も参照すること。

<p>八四〇一・一〇一八四〇一・三〇</p>	<p>第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四〇一・四〇</p>	<p>第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四〇二・一一一八四〇二・二〇</p>	<p>第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・〇二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四〇二・九〇</p>	<p>第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・〇二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八四〇三・一〇	第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇三・九〇	第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇四・一〇―八四〇四・二〇	第八四〇四・一〇号から第八四〇四・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇四・九〇	第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇五・一〇	第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇五・九〇	第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四〇六・一〇―八四〇六・八二	第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四〇六・九〇	第八四〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四〇

	<p>六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四〇七・一〇一八四〇七・二九</p>	<p>第八四〇七・一〇号から第八四〇七・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四〇七・三一―八四〇七・三二</p>	<p>第八四〇七・三一号から第八四〇七・三二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)三十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)若しくは(c)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四〇七・三一号から第八四〇七・三二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四〇七・三三(†)― 八四〇七・三四(†)</p>	<p>域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(c)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四〇七・三三号から第八四〇七・三四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四〇七・九〇</p>	<p>第八四〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四〇八・一〇</p>	<p>第八四〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八四〇八・二〇（†）</p>	<p>域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）又は(c)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八四〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四〇八・九〇</p>	<p>第八四〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四〇九・一〇</p>	<p>第八四〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・〇九項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四〇九・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四〇九・九一―八四〇九・九九</p>	<p>第八四〇九・九一号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)三十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八四〇九・九一号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八四一〇・一一	第八四一〇・一一号の産品への他の号の材料からの変更（第八四一〇・一二号の材料からの変更を除く。）
八四一〇・一二	第八四一〇・一二号の産品への他の号の材料からの変更（第八四一〇・一一号又は第八四一〇・一三号の材料からの変更を除く。）
八四一〇・一三	第八四一〇・一三号の産品への他の号の材料からの変更（第八四一〇・一二号の材料からの変更を除く。）
八四一〇・九〇	第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・一〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四一一・一一―八四一一・八二	第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四一一・九一	第八四一一・九一号の産品への他の項の材料からの変更

<p>八四一一・九九</p>	<p>第八四一一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一二・一〇―八四一二・八〇</p>	<p>第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四一二・九〇</p>	<p>第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四一三・一一―八四一三・八二</p>	<p>第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四一三・九一―八四一三・九二</p>	<p>第八四一三・九一号から第八四一三・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一</p>

	<p>三・九一号から第八四一三・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一四・一〇</p>	<p>第八四一四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一四・二〇</p>	<p>第八四一四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一四・三〇</p>	<p>第八四一四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八四一四・四〇</p>	<p>第八四一四・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一四・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一四・五一―八四一四・五九</p>	<p>第八四一四・五一号から第八四一四・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四一四・五一号から第八四一四・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一四・六〇</p>	<p>第八四一四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一四・八〇―八四一四・九〇</p>	<p>第八四一四・八〇号から第八四一四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料から</p>

	<p>の変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四一四・八〇号から第八四一四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四一五・一〇―八四一五・八三</p>	<p>第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四一五・九〇</p>	<p>第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四一六・一〇―八四一六・三〇</p>	<p>第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四一六・九〇</p>	<p>第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八四一七・一〇―八四一七・八〇</p>	<p>第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四一七・九〇</p>	<p>第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四一八・一〇</p>	<p>第八四一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更、 第八四一八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更 (a) 第八四一八・二一号若しくは第八四一八・九一号の材料、(b) 第八四一八・九九号の扉組立 (i) インナーパネル、(ii) アウターパネル、(iii) 断熱材、(iv) ちようつがい又は (v) ハンドルのうち二以上が組み込まれるもの) 又は (c) 第八四一八・六九号の組立て (i) 圧縮機、(ii) 凝縮器、(iii) 蒸発器又は (iv) 連結配管のうち二以上が組み込まれるもの) からの変更を除く。) 又は 域内原産割合が (a) 三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合) 若しくは (b) 四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) であること (第八四一八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一八・二一</p>	<p>第八四一八・二一号の産品への他の項の材料からの変更、 第八四一八・二一号の産品への他の号の材料からの変更 (a) 第八四一八・一〇号若しくは第八四一八・九一号の材料、(b) 第八四一八・九九号の扉組立 (i) インナーパネル、(ii) アウターパネル、(iii) 断熱材、(iv) ちようつがい又は (v) ハンドルのうち二以上が組み込ま</p>

	<p>れるもの) 又は(c)第八四一八・六九号の組立て (i)圧縮機、(ii)凝縮器、(iii)蒸発器又は(iv)連結配管のうち二以上が組み込まれるもの) からの変更を除く。) 又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合) 若しくは(b)四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) であること (第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一八・二九―八四一八・四〇</p>	<p>第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合) 若しくは(b)四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) であること (第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一八・五〇―八四一八・六九</p>	<p>第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合) 若しくは(b)四十四パーセント以上 (控除方式を用いる場合) であること (第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一八・九一―八四一八・九九</p>	<p>第八四一八・九一号から第八四一八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一八・九一号から第八四一八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一九・一一―八四一九・一九</p>	<p>第八四一九・一一号から第八四一九・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四一九・一一号から第八四一九・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四一九・二〇―八四一九・八九</p>	<p>第八四一九・二〇号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四一九・九〇</p>	<p>第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・一九項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八四二〇・一〇	第八四二〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四二〇・九一―八四二〇・九九	第八四二〇・九一号から第八四二〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四二一・一一―八四二一・三九	第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四二一・九一―八四二一・九九	第八四二一・九一号から第八四二一・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・二二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四二一・九一号から第八四二一・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四二二・一一	第八四二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四二二・一一号の産品への

	<p>関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四二二・一九</p>	<p>第八四二二・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・二二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四二二・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四二二・二〇―八四二二・九〇</p>	<p>第八四二二・二〇号から第八四二二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・二二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四二二・二〇号から第八四二二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四二三・一〇―八四二三・八九</p>	<p>第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四二三・九〇</p>	<p>第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・二三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四二四・一〇―八四二四・八九</p>	<p>第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四二四・九〇</p>	<p>第八四二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・二四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四・二五―八四・三〇</p>	<p>第八四・二五項から第八四・三〇項までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四・三一</p>	<p>第八四・三一項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・三一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四・三</p>

	<p>一項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四三二・一〇―八四三二・八〇</p>	<p>第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四三二・九〇</p>	<p>第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四三三・一一―八四三三・六〇</p>	<p>第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四三三・九〇</p>	<p>第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四三四・一〇―八四三四・二〇</p>	<p>第八四三四・一〇号から第八四三四・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四三四・九〇</p>	<p>第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・三四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四三四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八四三五・一〇</p>	<p>第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四三五・九〇</p>	<p>第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・三五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四三五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四三六・一〇―八四三六・八〇</p>	<p>第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四三六・九一―八四三六・九九</p>	<p>第八四三六・九一号から第八四三六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・三六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四三六・九一号から第八四三六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八四三七・一〇―八四三七・八〇	第八四三七・一〇号から第八四三七・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四三七・九〇	第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四三八・一〇―八四三八・八〇	第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四三八・九〇	第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・三八項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四三八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四三九・一〇―八四三九・三〇	第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四三九・九一―八四三九・九九	第八四三九・九一号から第八四三九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

八四四〇・一〇	第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四四〇・九〇	第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四四一・一〇―八四四一・八〇	第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四四一・九〇	第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・四一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四四二・三〇	第八四四二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四四二・四〇―八四四二・五〇	第八四四二・四〇号から第八四四二・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
八四四三・一一―八四四三・一四	第八四四三・一一号から第八四四三・一四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は

	<p>る場合。第八四・四六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四四六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四四六・二二―八四四六・三〇</p>	<p>第八四四六・二二号から第八四四六・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(b)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・四六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四四六・二二号から第八四四六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四四七・一一―八四四七・一二</p>	<p>第八四四七・一一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(b)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・四七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四四七・一一号から第八四四七・一二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四四七・二〇</p>	<p>第八四四七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式</p>

	<p>を用いる場合。第八四・四七項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四四七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四四七・九〇</p>	<p>第八四四七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(b)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八四・四七項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四四七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四四八・一一一八四四八・一九</p>	<p>第八四四八・一一号から第八四四八・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四四八・二〇一八四四八・五九</p>	<p>第八四四八・二〇号から第八四四八・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(b)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八四・四八項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四四八・二〇号から第八四四八・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四・四九</p>	<p>第八四・四九項の産品への他の項の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八四・四九項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・四九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四五〇・一一一八四五〇・一九</p>	<p>第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第八五三七・一〇号の操作パネルからの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四五〇・一一号から第八四五〇・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四五〇・二〇</p>	<p>第八四五〇・二〇号の産品への他の項の材料からの変更(第八五三七・一〇号の操作パネルからの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。非原産材料である第八五三七・一〇号の操作パネル及び第八四・五〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四五〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四五〇・九〇</p>	<p>第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・五〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四五一・一〇―八四五一・八〇</p>	<p>第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四五一・九〇</p>	<p>第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・五一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四五二・一〇―八四五二・二九</p>	<p>第八四五二・一〇号から第八四五二・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四五二・三〇</p>	<p>第八四五二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四五二・九〇</p>	<p>第八四五二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・五二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四五二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四五三・一〇―八四五三・八〇</p>	<p>第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四五三・九〇</p>	<p>第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四五四・一〇―八四五四・三〇</p>	<p>第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四五四・九〇</p>	<p>第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四五五・一〇―八四五五・二二</p>	<p>第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四五五・三〇―八四五五・九〇</p>	<p>第八四五五・三〇号から第八四五五・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八四五六・一〇―八四五六・三〇</p>	<p>第八四五六・一〇号から第八四五六・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第八四・六六項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・五六項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四五六・一〇号から第八四五六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四五六・九〇</p>	<p>第八四五六・九〇号の産品（ウォータージェット切断機械）への他の項の材料からの変更 更 第八四五六・九〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更（第八四・六六項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・五六項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四五六・九〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四・五七</p>	<p>第八四・五七項の産品への他の項の材料からの変更（第八四・六六項の材料からの変更を除く。）又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八四・五七項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・五七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四・五八</p>	<p>第八四・五八項の産品への他の項の材料からの変更(第八四・六六項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八四・五八項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・五八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四・五九</p>	<p>第八四・五九項の産品への他の項の材料からの変更(第八四・六六項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八四・五九項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・五九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四・六〇</p>	<p>第八四・六〇項の産品への他の項の材料からの変更(第八四・六六項の材料からの変</p>

	<p>更を除く。)又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・六〇項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・六〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四・六一</p>	<p>第八四・六一項の産品への他の項の材料からの変更(第八四・六六項の材料からの変更を除く。)又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・六一項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・六一項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四・六二</p>	<p>第八四・六二項の産品への他の項の材料からの変更(第八四・六六項の材料からの変更を除く。)又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・六二項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四・六二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八四・六三</p>	<p>第八四・六三項の産品への他の項の材料からの変更（第八四・六六項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・六三項及び第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四・六三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四・六四―八四・六五</p>	<p>第八四・六四項から第八四・六五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四六六・一〇―八四六六・九二</p>	<p>第八四六六・一〇号から第八四六六・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四六六・一〇号から第八四六六・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四六六・九三</p>	<p>第八四六六・九三号の産品（ウォータージェット切断機械の部分品）への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十三パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四六六・九三号の産品（ウオータージェット切断機械の部分品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四六六・九三号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更又は域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四六六・九三号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四六六・九四</p>	<p>第八四六六・九四号の産品への他の項の材料からの変更又は域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・六六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四六六・九四号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四六七・一一一八四六七・八九</p>	<p>第八四六七・一一一八四六七・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四六七・九一</p>	<p>第八四六七・九一号の産品への他の項の材料からの変更</p>

八四六七・九二―八四六七・九九	<p>第八四六七・九二号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・六七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四六七・九二号から第八四六七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四六八・一〇―八四六八・八〇	<p>第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
八四六八・九〇	<p>第八四六八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
八四・六九―八四・七〇	<p>第八四・六九項から第八四・七〇項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
八四七一・三〇―八四七一・九〇	<p>第八四七一・三〇号から第八四七一・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
八四・七二	<p>第八四・七二項の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八四・七三</p>	<p>第八四・七三項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・七三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四・七三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四七四・一〇―八四七四・八〇</p>	<p>第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四七四・九〇</p>	<p>第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・七四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四七五・一〇―八四七五・二九</p>	<p>第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四七五・九〇</p>	<p>第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八四七六・二一―八四七六・八九</p>	<p>第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四七六・九〇</p>	<p>第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・七六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四七六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四七七・一〇</p>	<p>第八四七七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・七七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四七七・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四七七・二〇</p>	<p>第八四七七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・七七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四七</p>

	七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四七七・三〇―八四七七・九〇	第八四七七・三〇号から第八四七七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・七七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四七七・三〇号から第八四七七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八四七八・一〇	第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更
八四七八・九〇	第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八四七九・一〇―八四七九・八九	第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八四七九・九〇	第八四七九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い

	<p>る場合。第八四・七九項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四七九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四・八〇</p>	<p>第八四・八〇項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四八一・一〇―八四八一・八〇</p>	<p>第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・八一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四八一・九〇</p>	<p>第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四・八一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四八二・一〇</p>	<p>第八四八二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第八四八二・九九号の内輪</p>

	<p>若しくは外輪又は軌道輪からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四八二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八二・二〇―八四八二・八〇</p>	<p>第八四八二・二〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更(第八四八二・九九号の内輪若しくは外輪又は軌道輪からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四八二・二〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八二・九一―八四八二・九九</p>	<p>第八四八二・九一号から第八四八二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四八三・一〇</p>	<p>第八四八三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四八三・二〇</p>	<p>第八四八三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更(第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四八三・二〇号の産品への</p>

	<p>関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八三・三〇</p>	<p>第八四八三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八四八三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八三・四〇―八四八三・五〇</p>	<p>第八四八三・四〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八四・八三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八四八三・四〇号から第八四八三・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八三・六〇</p>	<p>第八四八三・六〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四八三・九〇</p>	<p>第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い</p>

	<p>る場合。第八四・八三項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八四・一〇</p>	<p>第八四八四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)六十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八四・八四項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四八四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八四・二〇</p>	<p>第八四八四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八四・八四項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四八四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八四八四・九〇</p>	<p>第八四八四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)六十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八四・八四項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八四八四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八四八六・一〇	<p>第八四八六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四八六・一〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四八六・二〇	<p>第八四八六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四八六・二〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四八六・三〇	<p>第八四八六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四八六・三〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八六・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四八六・四〇	<p>第八四八六・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四八六・四〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四八六・九〇</p>	<p>第八四八六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八四八六・九〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八四八六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八四八七・一〇</p>	<p>第八四八七・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八四八七・九〇</p>	<p>第八四八七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

<p>八五〇一・一〇</p>	<p>第八五〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・〇三項の固定子又</p>
----------------	---

	<p>は回転子からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・〇一項の非原産材料並びに非原産材料である第八五・〇三項の固定子及び回転子のみを考慮に入れる。)であること(第八五〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五〇一・二〇一八五〇一・六四</p>	<p>第八五〇一・二〇号から第八五〇一・六四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五・〇二一八五・〇三</p>	<p>第八五・〇二項から第八五・〇三項までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五・〇四</p>	<p>第八五・〇四項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・〇四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五〇五・一一一八五〇五・二〇</p>	<p>第八五〇五・一一号から第八五〇五・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

<p>八五〇五・九〇</p>	<p>第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五〇六・一〇</p>	<p>第八五〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五〇六・三〇―八五〇六・四〇</p>	<p>第八五〇六・三〇号から第八五〇六・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五〇六・三〇号から第八五〇六・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八五〇六・五〇</p>	<p>第八五〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五〇六・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇六・六〇―八五〇六・八〇</p>	<p>第八五〇六・六〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五〇六・六〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇六・九〇</p>	<p>第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五〇七・一〇―八五〇七・二〇</p>	<p>第八五〇七・一〇号から第八五〇七・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十</p>

	<p>五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五〇七・一〇号から第八五〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇七・三〇―八五〇七・八〇</p>	<p>第八五〇七・三〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五〇七・三〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇七・九〇</p>	<p>第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇八・一一</p>	<p>第八五〇八・一一号の産品への他の号の材料からの変更（第八五・〇一―項の材料からの変更を除く。）、</p> <p>第八五〇八・一一号の産品への他の号の材料からの変更（第八五〇八・七〇号の<small>きょうたい</small>筐体からの変更を除く。）又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十</p>

	<p>パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五〇八・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇八・一九</p>	<p>第八五〇八・一九号の産品（家庭用真空式掃除機）への他の号の材料からの変更（第八五・〇一項の材料からの変更を除く。） 、 第八五〇八・一九号の産品（家庭用真空式掃除機）への他の号の材料からの変更（第八五〇八・七〇号の筐体<small>きょうたい</small>からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五〇八・一九号の産品（家庭用真空式掃除機）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五〇八・一九号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五〇八・一九号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五〇八・六〇</p>	<p>第八五〇八・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五〇八・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八五〇八・七〇	第八五〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五〇九・四〇―八五〇九・八〇	第八五〇九・四〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八五〇九・四〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八五〇九・九〇	第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五二〇・一〇―八五二〇・三〇	第八五二〇・一〇号から第八五二〇・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五二〇・九〇	第八五二〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五二一・一〇―八五二一・八〇	第八五二一・一〇号から第八五二一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五二一・九〇	第八五二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

<p>八五二二・一〇―八五二二・三〇</p>	<p>第八五二二・一〇号から第八五二二・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八五二二・四〇―八五二二・九〇</p>	<p>第八五二二・四〇号から第八五二二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・一二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五二・四〇号から第八五二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五二三・一〇</p>	<p>第八五二三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・一三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五二四・一〇―八五二四・四〇</p>	<p>第八五二四・一〇号から第八五二四・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

	の変更
八五二四・九〇	第八五二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五二五・一一―八五二五・八〇	第八五二五・一一号から第八五二五・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五二五・九〇	第八五二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五二六・一〇	第八五二六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八五二六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
八五二六・二二―八五二六・三三	第八五二六・二二号から第八五二六・三三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五二六・四〇	第八五二六・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八五二六・四〇号の産品へ

	<p>の関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五一六・五〇	<p>第八五一六・五〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
八五一六・六〇	<p>第八五一六・六〇号の産品への他の項の材料からの変更(第八五三七・一〇号の筐体<small>きょうたい</small>又はサポートを組立てた組立てからの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・一六項の非原産材料及び非原産材料である第八五三七・一〇号の筐体<small>きょうたい</small>又はサポートを組立てのみを考慮に入れる。)であること(第八五一六・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五一六・七一	<p>第八五一六・七一号の産品への他の号の材料からの変更</p>
八五一六・七二	<p>第八五一六・七二号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五一六・七二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八五一六・七九</p>	<p>第八五一六・七九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八五一六・七九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五一六・八〇</p>	<p>第八五一六・八〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五一六・八〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五一六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五一六・九〇</p>	<p>第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五一七・一一―八五一七・六九</p>	<p>第八五一七・一一号から第八五一七・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

八五二七・七〇	<p>第八五二七・七〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五・七・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二八・一〇	<p>第八五二八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二八・二二―八五二八・二二	<p>第八五二八・二二号から第八五二八・二二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五二八・二二号から第八五二八・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二八・二九	<p>第八五二八・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五・一八・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五一八・三〇―八五一八・五〇</p>	<p>第八五一八・三〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八五一八・三〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五一八・九〇</p>	<p>第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五・一九―八五・二二</p>	<p>第八五・一九項から第八五・二二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五二二・一〇</p>	<p>第八五二二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

八五二三・九〇	<p>第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・二二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二三・二一―八五二三・二九	<p>第八五二三・二一号から第八五二三・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・二三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五二三・二一号から第八五二三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二三・四一	<p>第八五二三・四一号の産品への他の項の材料からの変更</p>
八五二三・四九	<p>第八五二三・四九号の産品への他の号の材料からの変更</p>
八五二三・五一―八五二三・八〇	<p>第八五二三・五一号から第八五二三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八五・二三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五二三・五一号から第八五二三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五・二五―八五・二七</p>	<p>第八五・二五項から第八五・二七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五・二八</p>	<p>第八五・二八項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八五・二八項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五・二九</p>	<p>第八五・二九項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八五・二九項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五・二九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八五三〇・一〇―八五三〇・八〇	第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五三〇・九〇	第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五三二・一〇―八五三二・八〇	第八五三二・一〇号から第八五三二・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五三二・九〇	第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五三二・一〇―八五三二・三〇	第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五三二・九〇	第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
八五三三・一〇―八五三三・四〇	第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
八五三三・九〇	第八五三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

<p>八五・三四</p>	<p>第八五・三四項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・三四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五・三四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五三五・一〇―八五三五・九〇</p>	<p>第八五三五・一〇号から第八五三五・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八五三六・一〇―八五三六・九〇</p>	<p>第八五三六・一〇号から第八五三六・九〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八五・三七―八五・三八</p>	<p>第八五・三七項から第八五・三八項までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五三九・一〇―八五三九・四九</p>	<p>第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>八五三九・九〇</p>	<p>第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八五四〇・一一</p>	<p>第八五四〇・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は</p>

	<p>る場合。第八五四〇・四〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四〇・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四〇・六〇</p>	<p>第八五四〇・六〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八五四〇・六〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四〇・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四〇・七一</p>	<p>第八五四〇・七一号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八五四〇・七一号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四〇・七一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四〇・七九</p>	<p>第八五四〇・七九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八五四〇・七九号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四〇・七九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八五四〇・八一	<p>第八五四〇・八一号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四〇・八一号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四〇・八一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五四〇・八九	<p>第八五四〇・八九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四〇・八九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四〇・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五四〇・九一―八五四〇・九九	<p>第八五四〇・九一号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五・四〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四〇・九一号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八五四一・一〇</p>	<p>第八五四一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四一・一〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四一・二二</p>	<p>第八五四一・二二号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四一・二二号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四一・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四一・二九</p>	<p>第八五四一・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四一・二九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四一・三〇</p>	<p>第八五四一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は</p>

	<p>る場合。第八五四一・六〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四一・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四一・九〇</p>	<p>第八五四一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八五四一・九〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四二・三一</p>	<p>第八五四二・三一号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八五四二・三一号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四二・三一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四二・三二</p>	<p>第八五四二・三二号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第八五四二・三二号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第八五四二・三二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

八五四二・三三	<p>第八五四二・三三号の産品への他の号の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四二・三三号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四二・三三号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五四二・三九	<p>第八五四二・三九号の産品への他の号の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四二・三九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四二・三九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五四二・九〇	<p>第八五四二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八五四二・九〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五四三・一〇―八五四三・七〇	<p>第八五四三・一〇号から第八五四三・七〇号までの各号の産品への他の号の材料から</p>

	の変更
八五四三・九〇	<p>第八五四三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第八五・四三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四 三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
八五四四・一一	<p>第八五四四・一一号の産品への他の号の材料からの変更(第七四・〇八項、第七四・ 一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項又は第八五四四・一九号から第八五四四・六 〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パー セント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を 用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び 第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れ る。)であること(第八五四四・一一号の産品への関税分類の変更を必要としな い。)</p>
八五四四・一九	<p>第八五四四・一九号の産品への他の号の材料からの変更(第七四・〇八項、第七四・ 一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項、第八五四四・一一号又は第八五四四・二〇</p>

	<p>号から第八五四四・六〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四四・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四四・二〇</p>	<p>第八五四四・二〇号の産品への他の号の材料からの変更(第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項、第八五四四・一一号から第八五四四・一九号までの各号又は第八五四四・三〇号から第八五四四・六〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四四・三〇</p>	<p>第八五四四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更(第七四・〇八項、第七四・</p>

	<p>一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項、第八五四四・一一号から第八五四四・二〇号までの各号又は第八五四四・四二号から第八五四四・六〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八五四四・四二</p>	<p>第八五四四・四二号の産品への他の号の材料からの変更(第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項、第八五四四・一一号から第八五四四・三〇号までの各号又は第八五四四・四九号から第八五四四・六〇号までの各号の材料からの変更を除く。)又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八五四四・四二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>八五四四・四九</p>	<p>第八五四四・四九号の産品への他の号の材料からの変更（第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項、第八五四四・一一号から第八五四四・四二号までの各号又は第八五四四・六〇号の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五四四・四九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五四四・六〇</p>	<p>第八五四四・六〇号の産品への他の号の材料からの変更（第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項又は第八五四四・一一号から第八五四四・四九号までの各号の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項、第七六・一四項及び第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五四四・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>八五四四・七〇</p>	<p>第八五四四・七〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八五・四四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八五四四・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八五・四五―八五・四八</p>	<p>第八五・四五項から第八五・四八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

<p>八六・〇一―八六・〇六</p>	<p>第八六・〇一項から第八六・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八六・〇七</p>	<p>第八六・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用い</p>

	<p>る場合。第八六・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八六・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八六・〇八</p>	<p>第八六・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八六・〇八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八六・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八六・〇九</p>	<p>第八六・〇九項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

(†) を付した産品については、付録 1（特定の自動車及び自動車関連部品の品目別原産地規則に関する規定）も参照すること。

<p>八七〇一・一〇(†) ー 八七〇一・三〇(†)</p>	<p>域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）又は(b)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇一・一〇号から第八七〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------------------	--

<p>八七〇一・九〇</p>	<p>域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七・〇二(†)―八七・〇五(†)</p>	<p>域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(b)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七・〇二項から第八七・〇五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七・〇六(†)</p>	<p>域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)又は(c)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七・〇七</p>	<p>第八七・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)三十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)若しくは(c)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七〇八・一〇(†)―</p>	<p>第八七〇八・一〇号から第八七〇八・二二号までの各号の産品への他の号の材料から</p>

<p>八七〇八・二二 (†)</p>	<p>の変更又は 域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七〇八・一〇号から第八七〇八・二二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七〇八・二九 (†)</p>	<p>第八七〇八・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(純費用方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七〇八・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七〇八・三〇 (†) 八七〇八・四〇 (†)</p>	<p>第八七〇八・三〇号から第八七〇八・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第八七〇八・三〇号から第八七〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七〇八・五〇 (†)</p>	<p>第八七〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇八・七〇</p>	<p>第八七〇八・七〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)三十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇八・八〇（†）</p>	<p>第八七〇八・八〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇八・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇八・九一―八七〇八・九三</p>	<p>第八七〇八・九一号から第八七〇八・九三号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)三十五パー</p>

	<p>セント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇八・九一号から第八七〇八・九三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇八・九四（†）</p>	<p>第八七〇八・九四号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇八・九四号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇八・九五（†） ― 八七〇八・九九（†）</p>	<p>第八七〇八・九五号から第八七〇八・九九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇八・九五号から第八七〇八・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇九・一一―八七〇九・一九</p>	<p>第八七〇九・一一号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(b)五十</p>

	<p>パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇九・一一号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七〇九・九〇</p>	<p>第八七〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)三十五パーセント以上（純費用方式を用いる場合）若しくは(c)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第八七〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七・一〇</p>	<p>第八七・一〇項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八七・一〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八七・一〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七一一・一〇―八七一一・三〇</p>	<p>第八七一一・一〇号から第八七一一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第八七・一四項の材料からの変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)三十パーセント以上（純費用方式を用いる場合）、(c)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(d)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八七・一一項及び第八</p>

	<p>七・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八七一一・一〇号から第八七一一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七二一・四〇―八七二一・九〇</p>	<p>第八七一一・四〇号から第八七一一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第八七・一四項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)三十五パーセント以上(純費用方式を用いる場合)、(c)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(d)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八七・一四項及び第八七・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八七一一・四〇号から第八七一一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七・一二</p>	<p>第八七・一二項の産品への他の項の材料からの変更(第八七・一四項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八七・一二項及び第八七・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八七・一二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七・一三</p>	<p>第八七・一三項の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八七二四・一〇―八七二四・二〇</p>	<p>第八七一四・一〇号から第八七一四・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八七・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八七一四・一〇号から第八七一四・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七二四・九一―八七二四・九九</p>	<p>第八七一四・九一号から第八七一四・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第八七・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八七一四・九一号から第八七一四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八七・一五</p>	<p>第八七・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い</p>

	<p>る場合。第八七・一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八七・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七二六・一〇―八七二六・二〇</p>	<p>第八七二六・一〇号から第八七二六・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八七・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八七二六・一〇号から第八七二六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七二六・三一―八七二六・三九</p>	<p>第八七二六・三一号から第八七二六・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八七・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八七一六・三一号から第八七二六・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七二六・四〇―八七二六・九〇</p>	<p>第八七二六・四〇号から第八七二六・九〇号までの各号の産品への他の項の材料から</p>

	<p>の変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八七・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八七・一六・四〇号から第八七・一六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇二	第八八・〇一項から第八八・〇二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
八八・〇三	<p>第八八・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八八・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八八・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八八・〇四	<p>第八八・〇四項の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八八・〇四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八八・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八八・〇五</p>	<p>第八八・〇五項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八八・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八八・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第八九類 船舶及び浮き構造物

<p>八九〇一・一〇</p>	<p>第八九〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八九類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八九〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八九〇一・二〇</p>	<p>第八九〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八九・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八九〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八九〇一・三〇一八九〇一・九〇</p>	<p>第八九〇一・三〇号から第八九〇一・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八九類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八九〇一・三〇号から第八九〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八九・〇二</p>	<p>第八九・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第八九類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第八九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>八九・〇三</p>	<p>第八九・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八九・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八九・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八九・〇四―八九・〇五</p>	<p>第八九・〇四項から第八九・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八九類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八九・〇四項から第八九・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八九〇六・一〇</p>	<p>第八九〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八九〇六・九〇</p>	<p>第八九〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第八九・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八九〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八九〇七・一〇</p>	<p>第八九〇七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

<p>八九〇七・九〇</p>	<p>第八九〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセン ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用い る場合。第八九・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第八九〇 七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八九・〇八</p>	<p>第八九・〇八項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽
器並びにこれらの部分品及び附属品

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ
れらの部分品及び附属品

<p>九〇〇一・一〇</p>	<p>第九〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七〇・〇二項の材料からの 変更を除く。）又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)四十五 パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第九〇〇一・一〇号の産品への関</p>
----------------	---

	<p>税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇〇一・二〇一九〇〇一・五〇</p>	<p>第九〇〇一・二〇号から第九〇〇一・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p>
<p>九〇〇一・九〇</p>	<p>第九〇〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇・〇二</p>	<p>第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更(第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。)又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇一項から第九〇・〇二項までの各項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇〇三・一一一九〇〇三・一九</p>	<p>第九〇〇三・一一号から第九〇〇三・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p>

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇〇三・一一号から第九〇〇三・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇〇三・九〇	<p>第九〇〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
九〇・〇四	<p>第九〇・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇〇五・一〇	<p>第九〇〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
九〇〇五・八〇	<p>第九〇〇五・八〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇〇五・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

<p>九〇〇五・九〇</p>	<p>第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九</p>	<p>第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇〇六・九一―九〇〇六・九九</p>	<p>第九〇〇六・九一号から第九〇〇六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇〇六・九一号から第九〇〇六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇〇七・一〇―九〇〇七・二〇</p>	<p>第九〇〇七・一〇号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

<p>九〇〇七・九一―九〇〇七・九二</p>	<p>第九〇〇七・九一号から第九〇〇七・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十三パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇〇七・九一号から第九〇〇七・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇〇八・五〇</p>	<p>第九〇〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇〇八・九〇</p>	<p>第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・〇八項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一〇・一〇―九〇一〇・五〇</p>	<p>第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・五〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇一〇・六〇</p>	<p>第九〇一〇・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセ</p>

	<p>ント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一〇・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一〇・九〇</p>	<p>第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一一・一〇一―九〇一一・二〇</p>	<p>第九〇一一・一〇号から第九〇一一・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一一・一〇号から第九〇一一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一一・八〇</p>	<p>第九〇一一・八〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パー</p>

	<p>セント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一一・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一一・九〇</p>	<p>第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一二・一〇</p>	<p>第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇一二・一〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一二・九〇</p>	<p>第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一</p>

	<p>二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇・一三</p>	<p>第九〇・一三項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・一三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一四・一〇</p>	<p>第九〇一四・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一四・二〇</p>	<p>第九〇一四・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一四・二〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>九〇一四・八〇</p>	<p>第九〇一四・八〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第九〇一四・八〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇 一四・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一四・九〇</p>	<p>第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第九〇一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一 四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一五・一〇</p>	<p>第九〇一五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇一五・二〇</p>	<p>第九〇一五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パー セント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式 を用いる場合。第九〇一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九 〇一五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>九〇一五・三〇一九〇一五・四〇</p>	<p>第九〇一五・三〇号から第九〇一五・四〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇一五・八〇一九〇一五・九〇</p>	<p>第九〇一五・八〇号から第九〇一五・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一五・八〇号から第九〇一五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇・一六</p>	<p>第九〇・一六項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・一六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇・一六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一七・一〇一九〇一七・二〇</p>	<p>第九〇一七・一〇号から第九〇一七・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パー</p>

	<p>セント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一七・一〇号から第九〇一七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一七・三〇</p>	<p>第九〇一七・三〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇一七・三〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一七・八〇</p>	<p>第九〇一七・八〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇一七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一七・九〇</p>	<p>第九〇一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用い</p>

	<p>る場合。第九〇・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・一一</p>	<p>第九〇一八・一一号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・一一号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一八・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・一二</p>	<p>第九〇一八・一二号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・一二号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一八・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・一三</p>	<p>第九〇一八・一三号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・一三号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一八・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>九〇一八・一四</p>	<p>第九〇一八・一四号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・一四号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一八・一四号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・一九</p>	<p>第九〇一八・一九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・一九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・二〇</p>	<p>第九〇一八・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・二〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・三一―一九〇一八・三九</p>	<p>第九〇一八・三十一号から第九〇一八・三九号までの各号の産品への他の号の材料から</p>

	<p>る場合。第九〇一八・五〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇一八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇一八・九〇</p>	<p>第九〇一八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九〇一八・九〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇一八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇・一九</p>	<p>第九〇・一九項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九〇・一九項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇・二〇</p>	<p>第九〇・二〇項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九〇・二〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

九〇二一・一〇	<p>第九〇二一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇二一・一〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二一・二一	<p>第九〇二一・二一号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇二一・二一号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二一・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二一・二九	<p>第九〇二一・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇二一・二九号の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二一・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
九〇二一・三一	<p>第九〇二一・三一号の産品への他の号の材料からの変更又は</p>

	<p>る場合。第九〇二一・五〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇二一・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二一・九〇</p>	<p>第九〇二一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九〇二一・九〇号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇二一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二二・一二</p>	<p>第九〇二二・一二号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九〇二二・一二号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇二二・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二二・一三</p>	<p>第九〇二二・一三号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九〇二二・一三号の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九〇二二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>九〇二二・一四</p>	<p>第九〇二二・一四号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇二二・一四号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇二二・一四号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二二・一九</p>	<p>第九〇二二・一九号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇二二・一九号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇二二・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二二・二二</p>	<p>第九〇二二・二二号の産品への他の号の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇二二・二二号の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇二二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二二・二九</p>	<p>第九〇二二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は</p>

	<p>る場合。第九〇・二三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇・二三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇二四・一〇一九〇二四・八〇</p>	<p>第九〇二四・一〇号から第九〇二四・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇二四・九〇</p>	<p>第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・二四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇・二五</p>	<p>第九〇・二五項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・二五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇二六・一〇一九〇二六・八〇</p>	<p>第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>

<p>九〇二六・九〇</p>	<p>第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・二六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇二六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二七・一〇―九〇二七・八〇</p>	<p>第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇二七・九〇</p>	<p>第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・二七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇二七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇二八・一〇</p>	<p>第九〇二八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇二八・二〇</p>	<p>第九〇二八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・二八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇二八・三〇</p>	<p>第九〇二八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)五十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)六十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・二八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇二八・九〇</p>	<p>第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・二八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇二八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇・二九</p>	<p>第九〇・二九項の産品への他の項の材料からの変更又は 第九〇・二九項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九〇・二九項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九〇・二</p>

	<p>九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九</p>	<p>第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇三〇・九〇</p>	<p>第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・三〇項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九〇三一・一〇―九〇三一・八〇</p>	<p>第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への他の号の材料からの変更</p>
<p>九〇三一・九〇</p>	<p>第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・三一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

九〇三二・一〇―九〇三二・八九	第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更
九〇三二・九〇	第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・三二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇・三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
九〇・三三	第九〇・三三項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九〇・三三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九〇・三三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第九一類 時計及びその部分品

九一〇一・一一―九一〇一・二九	第九一〇一・一一号から第九一〇一・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は
-----------------	---

	<p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九一類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九一〇一・一一号から第九一〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九一〇一・九一</p>	<p>第九一〇一・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は 第九一〇一・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九一類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九一〇一・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九一〇一・九九</p>	<p>第九一〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更又は 第九一〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九一類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九一〇一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九一〇二・九一・〇七</p>	<p>第九一〇二・九一・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は 第九一〇二・九一・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九一類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九一〇二・九一・〇七号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九一類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九一・〇二項から第九一・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九一・〇八一―九一・一〇</p>	<p>第九一・〇八項から第九一・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九一類の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九一・〇八項から第九一・一〇項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九一一一・一〇―九一一一・八〇</p>	<p>第九一一一・一〇号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九一・一一項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九一一一・一〇号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九一一一・九〇</p>	<p>第九一一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>

九一二二・二〇	<p>第九一・一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 第九一・一二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第九一・一二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九一・ 二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
九一二二・九〇	<p>第九一・一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
九一二三・一〇―九一二三・二〇	<p>第九一・一三・一〇号から第九一・一三・二〇号までの各号の産品への他の項の材料から の変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第九一・一三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九一・ 三・一〇号から第九一・一三・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな い。)</p>
九一二三・九〇	<p>第九一・一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
九一・一四	<p>第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更</p>

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

<p>九二〇一・一〇</p>	<p>第九二〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九二〇一・二〇―九二〇一・九〇</p>	<p>第九二〇一・二〇号から第九二〇一・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九二〇一・二〇号から第九二〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九二〇二・一〇</p>	<p>第九二〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

<p>九二〇二・九〇</p>	<p>第九二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第九二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九二〇五・一〇</p>	<p>第九二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九二〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第九二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九二〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九二・〇六一九二・〇八</p>	<p>第九二・〇六項から第九二・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)。第九二類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九二・〇六項から第九二・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

九二・〇九

第九二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七

第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

類注 第九四〇四・九〇号の産品の品目別原産地規則は、附属書四―A（繊維及び繊維製品の

品目別原産地規則）に定める。

<p>九四〇一・一〇―九四〇一・二〇</p>	<p>第九四〇一・一〇号から第九四〇一・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四〇一・一〇号から第九四〇一・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四〇一・三〇―九四〇一・四〇</p>	<p>第九四〇一・三〇号から第九四〇一・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四〇一・三〇号から第九四〇一・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四〇一・五一―九四〇一・五九</p>	<p>第九四〇一・五一号から第九四〇一・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い</p>

	<p>る場合。第九四・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九四〇一・五一号から第九四〇一・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四〇一・六一―九四〇一・八〇</p>	<p>第九四〇一・六一号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十五パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九四・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九四〇一・六一号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四〇一・九〇</p>	<p>第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九四・〇一項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九四〇一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四・〇二</p>	<p>第九四・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇二項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇三・一〇―九四〇三・四〇</p>	<p>第九四〇三・一〇号から第九四〇三・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇三・五〇</p>	<p>第九四〇三・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四〇三・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇三・六〇</p>	<p>第九四〇三・六〇号の産品（屋外家具）への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四〇三・六〇号の産品（屋外家具）への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九四〇三・六〇号の産品（その他の産品）への他の項の材料からの変更又は域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四〇三・六〇号の産品（その他の産品）への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇三・七〇</p>	<p>第九四〇三・七〇号の産品への他の項の材料からの変更又は域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四〇三・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇三・八一―九四〇三・九〇</p>	<p>第九四〇三・八一号から第九四〇三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九四・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九四〇</p>

	<p>三・八一号から第九四〇三・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇四・一〇―九四〇四・三〇</p>	<p>第九四〇四・一〇号から第九四〇四・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九四〇五・一〇―九四〇五・二〇</p>	<p>第九四〇五・一〇号から第九四〇五・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四〇五・一〇号から第九四〇五・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九四〇五・三〇―九四〇五・四〇</p>	<p>第九四〇五・三〇号から第九四〇五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四〇五・三〇号から第九四〇五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としな</p>

	い。)。
九四〇五・五〇	<p>第九四〇五・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第九四〇五・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
九四〇五・六〇	<p>第九四〇五・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四〇五・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
九四〇五・九一―九四〇五・九九	<p>第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
九四・〇六	<p>第九四・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九四・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九四・〇</p>

六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第九五類 玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

<p>九五・〇三</p>	<p>第九五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九五・〇三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九五・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九五・〇四</p>	<p>第九五・〇四項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九五・〇四項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九五・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九五・〇五</p>	<p>第九五・〇五項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合)であること(第九五・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

	<p>る場合。第九五・〇五項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九五・〇五項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九五〇六・一一―九五〇六・六一</p>	<p>第九五〇六・一一号から第九五〇六・六一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九五〇六・一一号から第九五〇六・六一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九五〇六・六二</p>	<p>第九五〇六・六二号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十五パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上 (控除方式を用いる場合) 若しくは(c)五十五パーセント以上 (重点価額方式を用いる場合。第九五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。) であること (第九五〇六・六二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九五〇六・六九―九五〇六・九九</p>	<p>第九五〇六・六九号から第九五〇六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は</p> <p>域内原産割合が(a)三十パーセント以上 (積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン</p>

	<p>ト以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九五・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九五・〇六・六九号から第九五・〇六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九五・〇七</p>	<p>第九五・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九五・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九五・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九五・〇八</p>	<p>第九五・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九五・〇八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九五・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第九六類 雑品

類注 第九六・一九項の産品（繊維材料のものに限る。）の品目別原産地規則は、附属書四―

A (繊維及び繊維製品の品目別原産地規則) に定める。

<p>九六・〇一</p>	<p>第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセン ト以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い る場合。第九六類の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六・〇一項の 産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六・〇二</p>	<p>第九六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パー セント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式 を用いる場合。第九六・〇二項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九 六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六・〇三―九六・〇五</p>	<p>第九六・〇三項から第九六・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九六〇六・一〇</p>	<p>第九六〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パー セント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式 を用いる場合。第九六・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九</p>

	<p>六〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六〇六・二二</p>	<p>第九六〇六・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六〇六・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六〇六・二二</p>	<p>第九六〇六・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六〇六・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六〇六・二九</p>	<p>第九六〇六・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・〇六項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六〇六・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>

九六〇六・三〇	第九六〇六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
九六〇七・一一	第九六〇七・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六〇七・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
九六〇七・一九	第九六〇七・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・〇七項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
九六〇七・二〇	第九六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
九六〇八・一〇―九六〇八・二〇	第九六〇八・一〇号から第九六〇八・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第九六〇八・一〇号から第九

	<p>六〇八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六〇八・三〇</p>	<p>第九六〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)六十パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・〇八項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六〇八・四〇―九六〇八・五〇</p>	<p>第九六〇八・四〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第九六〇八・四〇号から第九六〇八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>九六〇八・六〇―九六〇八・九九</p>	<p>第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九六〇九・一〇</p>	<p>第九六〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)四十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)若しくは(b)五十パーセント以上(控除方式を用いる場合)であること(第九六〇九・一〇号の産品への</p>

		関税分類の変更を必要としない。)
九六〇九・二〇―九六〇九・九〇		第九六〇九・二〇号から第九六〇九・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更
九六・一〇―九六・一二		第九六・一〇項から第九六・一二項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
九六一三・一〇―九六一三・八〇		第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十五パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十五パーセント以上(重点価額方式を用いる場合。第九六・一三項の非原産材料のみを考慮に入れる。)であること(第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
九六一三・九〇		第九六一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
九六・一四		第九六・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上(積上げ方式を用いる場合)、(b)四十パーセント以上(控除方式を用いる場合)若しくは(c)五十パーセント以上(重点価額方式を用い

	<p>る場合。第九六・一四項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九六・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九六・一五</p>	<p>第九六・一五項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九六・一五項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九六・一五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九六・一六</p>	<p>第九六・一六項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九六・一七</p>	<p>第九六・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十五パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十五パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十五パーセント以上（重点価額方式を用いる場合。第九六・一七項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九六・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九六・一八</p>	<p>第九六・一八項の産品への他の項の材料からの変更又は 域内原産割合が(a)三十パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）、(b)四十パーセント以上（控除方式を用いる場合）若しくは(c)五十パーセント以上（重点価額方式を用い</p>

	<p>る場合。第九六・一八項の非原産材料のみを考慮に入れる。）であること（第九六・一八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九六・一九</p>	<p>第九六・一九項の産品（繊維材料の産品を除く。）への他の項の材料からの変更 注 第九六・一九項の産品（繊維材料のものに限る。）の品目別原産地規則については、附属書四―A（繊維及び繊維製品の品目別原産地規則）を参照すること。</p>

第二一部 美術品、収集品及びこつとう

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

<p>九七・〇一―九七・〇六</p>	<p>第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更</p>
--------------------	--